

【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第8回）

1. 日 時 平成29年9月14日（木）13:00～15:30
2. 場 所 中央合同庁舎7号館東館（文部科学省）3階 2特別会議室
3. 出席者 委 員 山本会長，矢ヶ崎会長代理，岩崎委員，亀井委員，鬼頭委員，
金野委員，齊藤委員，西村委員，原委員，原田委員，半田委員，
藤井委員，藤田委員，湯浅委員（計14人）
外部有識者 大槻 萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課長，城戸 太宰
府市教育委員会文化財課長，小倉 鳥取県元気づくり総本部長，
片山 鳥取県教育委員会事務局文化財課長（計4人）
文化庁 中岡文化庁次長，山崎文化財部長，熊本文化戦略官，山下内閣
官房審議官（文化庁文化経済戦略特別チーム 副チーム長），井
上文部科学戦略官，高橋伝統文化課長，圓入美術学芸課長，豊
城参事官（建造物担当），植木伝統文化課文化戦略官，軸丸文化
財保護調整室長，赤間伝統文化課専門官，菅野伝統文化課課長
補佐，村上文化庁地域文化創生本部研究官（計13人）
4. 議事等

【山本調査会長】 定刻となりましたので，まだちょっと遅れてこられる委員の方もおられるようですが，ただいまから第8回文化審議会文化財分科会企画調査会を開催させていただきます。皆様方におかれましては，御多忙の中集まっていただきありがとうございました。

また，前回までは中間まとめの議論を精力的に作っていただきまして，会議後も事務局

も含めてその中間まとめの取りまとめのために御奮闘いただきましてありがとうございます。幸いまとまりまして、今パブリックコメントに掛かっているということでございまして、是非関係者の皆さん多くの意見が寄せられることが望ましいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は、文化芸術基本法に基づく文化芸術推進基本計画に関する議論と、それから先だつて出しました企画調査会の中間まとめに関します自治体の皆さんからのヒアリングを行いたいと思っております。

誠に恐縮ではありますが、私、本日、今まで2時間の会議だと思っていたんですけども、ちょっと延長されまして別の会議がセットされておりますので、3時頃抜けさせていただいて矢ヶ崎副委員長にお任せいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、本日から新たに加わっていただく委員がいらっしゃいますので御紹介いたします。まず四人の方を御紹介します。あと自己紹介を頂ければと思います。

まずは、鬼頭秀明委員でございます。よろしくお願いいたします。

【鬼頭委員】 鬼頭でございます。よろしくお願いいたします。

【山本調査会長】 齊藤裕嗣委員でございます。

【齊藤委員】 齊藤です。お世話になっております。よろしくお願いいたします。

【山本調査会長】 原田一敏委員でございます。

【原田委員】 原田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本調査会長】 半田昌之委員でございます。

【半田委員】 半田でございます。よろしくお願いいたします。

【山本調査会長】 じゃあ、鬼頭先生から一言御挨拶お願いいたします。

【鬼頭委員】 名古屋で民俗芸能を勉強しておりまして、学生の頃から保存に関しましては関わってきたわけですが、こういうようなところを長く学生時代から扱ってきたことを今回の委員会で少し話させていただければいいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【山本調査会長】 よろしくどうぞ。

じゃあ、齊藤委員、よろしくお願いいたします。

【齊藤委員】 伝統芸能関係ということで、無形文化財と無形民俗文化財、民俗芸能の方を主に担当させていただいてきました。途中からの参加ということなので、皆様方の議論に追い付けるように頑張りたいと思います。お役に立てれば幸いです。ありがとうございます。

います。

【山本調査会長】 よろしくお願ひします。

じゃあ、原田委員、お願ひいたします。

【原田委員】 原田でございます。私はこれまで東京国立博物館、その後東京芸大で教鞭を執っておりました。実際に博物館での生活が長くて、文化財の展示活動、保存活動の現場に従事してきたものですから、今回このお話があったときには、これから将来どういったふうに有形文化財を生かしていけるか、非常に微力ながら努めていきたいと思っております。また、無形についても文化審議会の人間国宝の指定の委員にもなっておりますので、実際に無形の人たちが大分今苦勞をしている状況ですので、そういった人たちが将来明るい展望の中で仕事ができるというふうなことに少しでもお助けすることができればいいなと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【山本調査会長】 よろしくお願ひいたします。

それでは、半田先生は既に美術工芸品のワーキングでお世話になっておりましたが、半田委員でございます。よろしくどうぞ。

【半田委員】 よろしくお願ひします。

【山本調査会長】 いいですか。どうぞ。

【半田委員】 今御紹介ありました半田でございます。日本博物館協会に勤めさせていただいております。ワーキング、それから本日御議論のある文化芸術推進基本計画の美術のワーキングのお手伝いをさせていただいております。できるだけ博物館の現場の声を反映できるようお手伝いさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【山本調査会長】 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、事務局より配付資料の確認をお願ひいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 事務局より配付資料の確認をさせていただきます。皆様、御出席ありがとうございます。

その前に、初めに事務局でも人事異動がございましたので、御報告をさせていただきます。

9月1日付けで文化戦略官に植木が着任しておりますので、御報告いたします。

【植木伝統文化課文化戦略官】 植木でございます。平成7年、20年以上前に最初に入省した配属先が伝統文化課でございます。その当時から亀井委員それから齊藤委員はじめ皆様にはお世話になりました。引き続き御指導方よろしくお願ひ申し上げます。

【菅野伝統文化課課長補佐】 では、配付資料の確認をさせていただきます。本日、配付資料がちょっと多くなっておりますけれども、資料の1関係が資料の1-1から1-4まで四つ資料がございます。それから、その後に資料の2番と資料の3番、それから資料の4番、5番、6番というふうにあります。これはヒアリングの団体の皆様から頂戴しているのが4番、5番、6番となっております。その後、参考資料に関しましては、1番から7番まで添付をさせていただきますいております。

先だっておまとめいただきました企画調査会中間まとめに関しても参考資料の7番としてお付けしてございます。よろしく願いいたします。

【山本調査会長】 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、文化芸術基本法に基づき、政府が定めることになっております文化芸術推進基本計画についてでございます。

では、事務局より御説明お願いいたします。

【井上文部科学戦略官】 失礼します。基本計画担当の戦略官をしております井上でございます。

それでは、資料に基づいて御説明させていただきたいと思います。資料につきましては、主に参考資料4、この中に文化芸術基本法の条文と改正経緯がございますので、これについてまず御説明した後、資料の1-1と1-2を使いまして、現在文化芸術推進基本計画についての文化政策部会での検討状況について御説明をしたいと思います。

まず、参考資料の4をごらんください。これの一番後ろの紙の裏側にございますが、文化芸術振興基本法の改正についてというところがあると思います。御承知のとおり、今年の6月に、従前ありました文化芸術振興基本法が改正をされまして、装いも新たに文化芸術基本法となりました。この趣旨は、今までの文化芸術そのものの振興のみならず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の目的の下に行われている文化関連施策もこの法律の視野に入れると。そして、そこで生み出された経済的価値、社会的価値を文化芸術の本質的価値にまた活用していくというようなことがこの改正の趣旨でございます。この改正の趣旨に基づきまして多々改正されております。

そして、文化財につきましては、この文化芸術基本法におきましては、例えば13条、真ん中の辺りでございますが、「文化財等の保存及び活用」というところに書いてございますし、また、16条におきましては「芸術家等の養成及び確保」、「文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者」と。この養成及び確保を図るという規定がなさ

れているところでございます。そして、この文化芸術推進基本計画というのは、この法律の第7条——一番初めの方でございますが——に基づきまして、政府が閣議決定をして定めるものとされておりまして、今回文化関連施策もこの法律に趣旨に入ったということもありまして、文化庁の施策のみならず、国土交通省、経済産業省等各関係各省庁がやっております施策もこの基本計画に盛り込んでいこうというものでございます。また、その過程では、前後して申し訳ございませんが、36条にございます文化芸術推進会議、これは各省庁が入って構成する会議でございますが、ここの関係省庁会議にこの文化芸術推進基本計画の案をあらかじめ諮って計画を作成していくこととされているところでございます。こういう中で、現在大臣から6月に諮問を文化審議会の方に頂いておりまして、現在検討が進められております。

それでは、資料の1-1をごらんください。1枚めくっていただいて2ページをごらんいただければと思います。大臣の方からは、左側でございますように3点諮問がございまして、望ましい体系、基本的な施策、2020年を見据えたレガシーの創出について諮問を受けておりますが、それを踏まえて文化政策部会を中心に今まで6回ほど4点について検討しております。具体的には、今後の文化芸術政策の目指すべき姿、中長期的にどう考えるかというようなこと、そして、2018年から2022年の来年度からの5年間で、どういう文化芸術政策の基本的な戦略を練っていくか、方向性を練っていくかということ、そして5年間に取り組む基本的な施策、そして計画をきちっと進捗を把握するために、政策のPDCAサイクルをどういうふうに進証していくのかというような4点について検討が進められておりまして、今現在のところ1・2・4について主に検討を進めてきたところでございます。

具体的な内容については、資料の1-1の一番上をごらんください。現在の検討状況でございますが、まず、中長期的に今後の文化芸術政策の目指す姿につきましては、目標1から4まで掲げております。一つ目の目標1といたしまして、創造的で活力ある社会、具体的には創造的な文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれる。そういう経済的価値を生み出していこうというのが目標1でございます。目標2といたしまして、文化芸術を通して社会参画、又は相互理解等を推進しながら多様な価値観の尊重、心豊かな社会を形成するという文化芸術の主に社会的な価値を生み出していこうというようなものでございます。そして目標3といたしまして、文化芸術の創造・発展・継承と教育ということで、文化芸術の本質的価値そのものの価値を伸ばしていこうというようなこと、そしてそれらを包含して地域の文化芸術を推進するためのプラットフォーム、基盤を全国に形成して多

様な人材や文化芸術団体に活躍していただくというものを大きな中長期的な視点として掲げております。

その上で、2018年から2022年度にかけては、5年間といたしまして、戦略1・2が主に経済的な価値に対応するものでございますが、創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現、そして国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングへの貢献。そして、戦略3として主に社会的価値の醸成といたしまして、多様な価値観の形成と包摂的環境の推進。そして、4・5・6として文化芸術の本質的な価値を伸ばしていくということの戦略が練られておりまして、今後これらについて計画が策定されましたら、右端にございますが、毎年度主な評価指標に基づいてフォローアップを行いまして、中間年の2020年には中間評価を行い、そして2023年度以降の第2期の策定に反映していこうというようなことで計画を考えているところでございます。

今後の予定でございますが、3ページをお開きください。現在8月29日の文化政策部会まで終わっておりますが、先ほどもございましたが、美術のワーキンググループをはじめ舞台芸術、メディア芸術等々、分野別の分科会ワーキンググループにおきまして、検討事項3を中心に御議論を頂きまして、11月半ばには審議経過報告として基本的な考え方を、そして12月の末には中間報告を、そして3月には答申をまとめまして、来春には基本計画の閣議決定をいたしたいということでございます。その過程では、先ほど申し上げました文化芸術推進会議、関係省庁を包含しました関係省庁会議を開催いたしまして、関係省庁との連携も密にしていきたいと考えております。

現在の審議状況は以上でございますので、是非とも御審議のほど、よろしく願いいたします。以上でございます。

【山本調査会長】 続いて、事務局より資料の説明をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 そうしましたら、次が資料番号の2番を御覧いただければと思います。大部にわたる資料になりまして大変恐れ入りますが、先ほどの資料の1-1を横に置いていただきつつ、資料の2番を見ていただければと思います。

今御説明させていただきましたとおり、既に文化審議会の文化政策部会を中心に、そして基本計画ワーキンググループにおいても御検討いただいているということでございました。目標の1番から4番、そして戦略も1番から6番という形で記載を頂いているということでございましたけれども、今後のこれに関して、ではこれらの目標であるとか戦略であるとか、そういったものの下に基本的な施策としてこういったものを推進していくべきかと

いう、先ほどの資料にありました検討事項3を中心に御審議を頂きたいということでございます。

事務局の方で少し検討のたたき台の資料が必要なのではないかとと思ひまして、恐れ入りますがこちらの方で少したたき台的なものを作らせていただきましたのが資料の2番でございます。この資料でございますが、たたき台の案なのですが、一番上の丸に文化芸術の振興に関する基本的な方針、これが現行基本計画という形に法改正でなりましたけれども、その前にありましたのが基本的な方針ということで、現在第4次方針の期間中でございまして、平成27年にできたものでございます。これらを参考にいたしまして、事務局で現行の基本方針の中の文化財に関係する部分をピックアップをさせていただきまして、それを文化政策部会で御検討いただいている戦略それぞれの下に転記をさせていただいたという資料でございます。ですので、記載内容自体が平成27年の5月の時点のものであったりしますので、少し古いところもありますけれども、そういったところを本日の議論も踏まえて次回までに直しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、早速資料の2番を御説明させていただきます。まず、戦略の1番が「創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現」という項目でございます。まず1番の戦略の1番に、現行の方針から少しぶら下げましたけれども、主な基本施策の例ということで、一つ目の丸が積極的な公開・活用を行って、広く国民が文化財に親しむ機会を充実するというもの、それから、有形・無形の文化芸術資源をその価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業等にも生かすといったようなものや、地域の文化財の総合的な保存・活用の推進、文化財登録制度の活用により、文化財保護の裾野の拡大を図ること、三つ目の丸が、歴史文化基本構想の策定の支援、ないしは「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の推進。その下が、「日本遺産」の認定の仕組みを創設し——済みません、新たに創設しとなっているのは27年現在であるからですが——これについて推進をしていく。それから、一番下の丸ですけれども、地域の文化施設、歴史的建造物等を生かしたユニークベニューの公開・活用の取組。1ページおめくりいただきまして、次のページの一番上にありますけれども、文化財等の情報についてということでございますが、デジタル技術、インターネット等の活用、ネットワーク化、アーカイブ化。その際には、子供たちが理解しやすいものとするということにも留意するというところでございます。

進捗状況を測るための指標の例に関しましても、こちらの企画調査会でも一定の例を少

し検討いただきたいというふうに言われておりますので、これは事務局の方で少し検討させていただきますまして書き連ねているものでございます。例えば、歴史文化基本構想ですとか保存活用計画の策定件数、ないしは先ほどの1個上の情報についてアーカイブ化というのがありますので、政府の方で進めております文化遺産オンライン、こちらの登録の件数、美術館・博物館の入館者数、国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術へのそれぞれの参加率。これは現行の方針の成果指標にもなっております。この国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術へのそれぞれの参加率に関しては、文化に関する世論調査を参照している現行のものでございますが、文化に関する世論調査、参考資料の5にお付けをしておりますので、後ほどまた見ていただければと思います。ここでは少し割愛をさせていただきます。

2番が戦略の2。「国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進」とのことでございます。主な基本的施策の例としては、海外の有形・無形の文化遺産保護を対象とした我が国の高度な知識・技術・経験を活用した国際協力の充実。二つ目が、海外において日本古美術品の展覧会を開催するなどの国際交流。三つ目が文化遺産国際協力コンソーシアムを中心にした国内外の関係機関の連携。四つ目ですが、ユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への登録の積極的な推進。そして登録されたものの保存・活用・継承。進捗状況を測るための指標例としましては、文化遺産の保存修復等の人材養成研修に海外から御参加いただいた方々の参加者数という形で少し入れております。

続きまして、戦略の3番、「文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進」でございます。基本的施策の例としましては、一つ目の丸、積極的な公開・活用で、広く国民の皆さんが文化財に親しむ機会を充実するという事で、これは戦略1の再掲でございます。それから、個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展、生活・生業に関して形成された文化的景観の保存と活用。三つ目ですが、アイヌ文化の振興を図ること。「民族共生の象徴となる空間」の整備・管理運営等について閣議決定に基づく取組を推進すること。進捗状況を測るための指標例としましては、国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率、それから地域の文化的な環境の満足度ということで、これに関しましても文化に関する世論調査の方から参考にさせていただいて取りましたものでございます。

おめくりいただきまして、戦略の4番でございますけれども、「文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実」ということで、この4番はかなり分量も多いと思うんですが、特に中心的なものとしてこの中に当てはまるものが多くございましたので、御紹

介をさせていただきます。主な基本的施策の例ですが、計画的な修復、防災・防犯対策その他保存に必要な措置を講じること。それから二つ目、日常的な維持管理や適時適切な修理の充実、防犯・防災の対策を計画的・継続的に実施をするということ。三つ目の丸ですが、無形文化財や民俗文化財、文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援の充実。無形の文化財について、伝承者の確保・養成、用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承。その下ですが、選定保存技術制度の活用。伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに、公演等への支援を行うこと。伝統芸能の持続的な継承を図るため、伝承者の養成の充実をするとともに、用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図る。下から三つ目の丸です。国民の方々が文化財を理解するというこで、文化財の魅力が国民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に取り組む。下から二つ目です。文化財登録制度の活用。それから、我が国の文化遺産のユネスコの世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産の登録推進ということで、これは再掲でございます。

めぐりまして、5ページに参ります。5ページの上から一つ目の丸です。水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究を進めること。その下です。美術館や博物館、劇場、音楽堂、大学の活動・内容を充実すること。その下です。国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実をするということ。その下です。展覧会における美術品損害に係る政府補償制度の運用を通じて、展覧会の開催を支援すること。その下は、独立行政法人国立文化財機構の機能の充実を図ると書いてありまして、そのもう一つ下も同じ内容です。独立行政法人国立文化財機構が引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。その下です。我が国の美術館、博物館等の企画展示技術の向上や文化財等の適切な保存管理の徹底を図る。また、その下も、地域の美術館、博物館等の館種や設置者の枠を超えた連携・協力を促進する。次は、美術館、博物館の質の高い活動を支える人材の確保ということで、専門職員を養成するための研修の充実を図る。登録美術品制度の活用を引き続き推進をする。その下ですが、所蔵品の目録の整備を促す、ないしはアーカイブ化を促進するといったことが入っています。また、下から2番目ですが、外国人の旅行者の方々向けに解説の多言語化対応の推進・改善を進めること。また、古墳壁画の保存・活用方策については、今後とも関係機関等と連携をするということ、また、高松塚古墳ないしはキトラ古墳に関して具体的な記載が少し入っております。

貴重な各種文化芸術資源を継承するというこで、文化財等の文化資源・資産及びこれ

に関連資料等の収集・保存及びデジタルアーカイブ化等を促進すること、国立国会図書館等の関係機関と連携しつつ、分野横断的整備を検討する。その下ですが、東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財について早急に保存・修復等の措置を講じ、被災地の復興支援に努める、また、大規模災害に対応した文化財等の防災・救出に係る全国的な体制整備の促進に努める。我が国の近現代の建築に関する資料を次世代に継承するとともに、建築資料の展示・普及活動を通じて、国立近現代建築資料館の機能の充実を図る。最後の丸ですが、将来の芸術家、鑑賞者や、伝承者にもつながる子供や若者の「創造力」と「想像力」を豊かにするため、子供の発達の段階に応じて、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実するとあります。

進捗状況を測るための指標例ですが、文化財の適切な修理の実施、文化財の防災・防犯対策の実施、歴史文化基本構想や保存活用計画の策定件数や美術館・博物館の入館者。そして国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率ということで、再掲も含めて記載をさせていただいております。

続きまして、戦略の5番。「多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援」ということでございます。主な基本的施策の例ですが、伝統芸能の伝承者、文化財の保存技術・技能者、文化施設・文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、美術館、博物館における学芸員・各種専門職員、地方公共団体の文化政策担当者等、幅広い人材の育成を行うとあります。また、再掲ですが、文化財の保存技術については、選定保存技術制度の活用等によって、その保存・継承を図るということです。また、伝統芸能の伝承者の養成への支援、また後継者育成及び原材料の確保に努める。これは再掲でございます。学芸員や教育普及等を担う専門職員、ないしは専門職員を養成するための研修の充実を図る。進捗状況を測るための指標例としましては、美術館・博物館等の文化施設における専門的人材の配置状況ということで記載をしております。

また、資料の3番を少し御覧いただければと思います。これに関しましては、半田委員が座長をしていただいておりますけれども、美術ワーキンググループにおいても検討が進められておりますので、関連する部分が密接にあらうかと思っております。基本的に文化財に関する部分はこちらの企画調査会での取扱いということにならうかと思っておりますが、重複する部分があるかと思っておりますので、ここで御紹介をさせていただきます。

美術ワーキングにおける主な論点（案）ということで提示されておりますけれども、項目だけ御説明させていただきますと、1番が我が国の美術をめぐる現状と課題。2番が美術

分野の方向性。3番目が具体的施策として、例えば国内外を通じた日本美術の魅力発信と新たな文化芸術の価値の創造、1枚おめくりいただきまして、子供、若者、高齢者、障害者等が参加できる美術に関する文化芸術活動の推進、(3)が美術館・博物館、図書館等のデジタルアーカイブ化と利活用の促進、(4)が美術館・博物館、図書館等を核とした地域のプラットフォーム形成、(5)番が上記活動を支える美術館・博物館等の環境整備や幅広い専門人材の育成・確保といったことで御検討をこちらもやっていただいているというところでございます。

説明は、早足になりましたが、以上でございます。

【山本調査会長】 第7回までの議論とちょっとステージが全然転換しておりますので、ちょっと頭が付いていないところもあるかもしれませんが。バックグラウンドについては御理解いただけましたでしょうか。文化芸術基本法というものができたということと、それからそれに伴う基本計画を作ることになったと。その計画に先立って既に基本方針で行われていることがあって、この計画の議論についてはその基本方針の項目を参照しながら御意見を頂くということをご希望ということでございます。

そのための事務局的な整理をしていただいているわけでございますけれども、いかにも大部でございますし、今回の作業の性格などについて皆さん御質問も御意見もあろうかと思っておりますので、そんなことも含めまして議論をさせていただければと思います。

大部でございますので、この資料2の資料でいいますと、資料の1ページから3ページまで、いわゆる戦略の1、2、3というのを前半やらせていただきまして、その後戦略の4、5というところに話題を進めたいと思っておりますので、まず戦略の1から3までのところで皆さん方、きょうはそういう意味でステージが変わっておりますとかせり上がっておりますので、新たな委員についても加わっていただいておりますので、それらの知見につきまして御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

私、ちょっと質問ですけれども、この資料の1-1の左の今後の目指すべき姿（中長期的観点）、それからその右にある5年間の戦略の1から6というのは、これも一つの案として今提示されているということですよ。

【菅野伝統文化課課長補佐】 はい。

【山本調査会長】 だから、その構成も含めていろいろ御意見もあればと思います。

じゃあ、西村さん。

【西村委員】 西村です。私もかつて文化政策部会にいましたので、議論の中身は分か

っている感じなんですけれども、例えば資料1-1に戦略の柱が六つ立っているんですけれども、今ここで議論しているような文化財の保存と活用みたいなことが影が薄いんですね、全体として。それはこのメンバーが非常に多様なバックグラウンドを持っていて、何せアニメから歌謡曲まで入っていますから。その中で文化のことを議論すると、戦略の六つの大半の部分はそういう人たちの声の反映みたいに見えるわけなんです。ですから、全体としてその中で文化財のことをしゃべる人は5分の1か6分の1しかなくて、全体としてなかなか声が出ないんですよ。なので、せつかくここでこういう形で計画を立てようとしているわけですから、何か柱として出てくるようなところに出せないかと。その中に今努力していろいろな形で入れてもらっているんですけれども、柱として今申し上げましたようにどちらかというクリエイティブな、洋楽・邦楽もありますけれども、中に文化財を無理して入れ込んだような感じがするんですね。

例えば、戦略の六つの中で文化財に直接関連しているのは例えば戦略4の継承といったぐらいで、なかなか本当に出てきていないんですよ。ですから、むしろ一個一個の中に少しずつ入れ込むのもそれは大事なことなんだけれども、柱としてもう少し文化財というのが一つの大きな非常に重要な柱として立つんだというようなところを、今更言っても無理だとおっしゃるかもしれませんが、何らか努力してもらいたいなという感じが私はしていますけれども。以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

私もちょっと改めて読んでみて、文化芸術推進基本計画で、文化芸術推進と書いてあるので、目標で言うと3ぐらいがトップに出てくるかなと思ったんですけれども、最初に、結果として創造的で活力ある社会というのは当然あり得ると思うんですが、その辺りの構成、一つの哲学もあってこういうふう構成されたんじゃないかと思えますけれども、その辺も少し検討していただく方が私は文化芸術政策と言われるものの哲学といいましょうか、バックボーンをもう少ししっかりしてもらった方がいいんじゃないかなと思いつつ、ちょっと印象的なんですけれども、思いました。

どうぞ。

【井上文部科学戦略官】 先ほど参考資料の4で、文化芸術基本法について御説明させていただきました。この文化芸術推進基本計画は、文化芸術基本法に基づいて進められているものでございまして、この文化芸術基本法の中で文化芸術について定義は明確にはされておらないのですが、この法律の中で8条から13条まで、いわゆる芸術、メディア芸術、伝

統芸能，芸能，生活文化，国民娯楽，そして文化財というものを対等に振興する対象としたしまして文化芸術としては包含をしているものでございます。したがいまして，ここで書いてあります文化芸術というものの中には，全て文化財が含まれておるといふことの理解は私どもしております，そういう意味でこの中に，例えば戦略——特に戦略4の中には，これは文化芸術そのものの振興でございますので，先ほど事務局の方から別途御説明させていただきましたが，文化財の関係が多数盛り込まれておるといふこともございますし，戦略1にも2にも3にも4にも5にも入っているという形で，文化財が多岐にわたってこの全体に含まれておるといふことで進められておるといふことの御理解を頂ければなと思っております。

【山本調査会長】 どうぞ。

【亀井委員】 先ほど西村先生からお話ありましたように，文化財のことが極めて薄いといふことでありますけれども，私も文化政策部会の方に一応かんでおりましたので，私の発言が少なかったのではという反省の念を持っております。文化財については文化財保護法と確たる法律があつてそれに基づいてしっかりと保護・活用されているといふのがベースにありました。文化関係の，いわゆるバレエだ音楽だといふ方々は，何ら法律がないですね。ない中でいかに振興していくかといふことで，勢い発言が圧倒的に多くなってくるわけです。で，文化芸術基本法ができて，ようやく振興についてうたわれたといふことで，次のステップに向けて更に頑張ろうと。ですから，方針から計画に向けて更に織り込めと勢い付いているのは確かですね。西村先生の危惧はもちろんあるんですけども，文化財に関しては保護法といふ法律がある以上はそれに則つてやると。それから更に発展させるためには関連する法律をうまく使ってやっていくといふようなことが期待されると思ひます。特に，文化庁が京都移転に伴つて，今までの事業官庁的な色彩から政策官庁的なところに脱皮するといふようなことが期待されておりますので，その辺とも併せて，実行上いろいろな政策が打てるのではないかなと私は期待しております。

【山本調査会長】 どうぞ。

【湯浅委員】 済みません，ここまでに資料1-1にまとまってきた経緯について私からも一言申し上げたいんですが，と言ひますのは，私も政策部会のメンバーとこの基本計画を作つていくところのワーキングにも参加させていただきました。確かに文化財といふ言葉は使つてありませんが，特にワーキングのメンバーは洋楽やポップカルチャーの専門の人が入つていたといふことでは全くなく，どちらかといふと政策的な観点の包括的な議論

をされていたというのは一言申し上げたいと思います。

そこで、恐らく今分野別のワーキングがあるというのは、事美術分野や文化財、それぞれの分野の今の課題や将来的な展望の中で、今ここにまとめてきたこの戦略三つというもの、これが決まりということでは今ないと私は理解しております、戦略の体系としてこの三つの部分、1, 2, 3, 4, 5, 6も1が重要という優先順位の順番ではないと私は理解しておりますが、その1, 2, 3を支えるために基盤整備として人材育成が必要であり、その1, 2, 3を実現するためにはプラットフォームがあるというような、少し体系付けをしたところまでが今やっと来たところだと思います。

ちょっと私もこの文化財の調査部会に参加させていただいている中で、恐らく人材育成が大事であろうという議論も出ていますし、又は保存もすごく大事である、活用も大事であるということが出てきていて、この中間まとめの中でいろいろな要素があると思いますけれども、多分ここで一度私、この企画調査会でチェックをしなければいけないのは、この中間まとめで出してきたこの目指す方向性が、この戦略の中で行くときにきちんと達成されるのかというところが、この六つのまず最初は各施策に行く前に、これでいいのか。恐らくもう一つ前回の政策部会でお話も出ていたのは、ここにいろいろな言葉がありますが、けれども、この言葉も最終案ではなくて、まだ議論の途中なんだろうと思うんですね。ただ、目指しているのは、例えば国際交流だったり、3番というのは包摂的と書いてありますが、全ての人がアクセスをしていくということだと思いますので、文言の調整はまだ必要ですが、まずは多分本日の会議の順番としてこの1, 2, 3, 4, 5, 6という大枠がいいのか、何か落ちている視点はないのかというところを一度確認をして、その後1, 2, 3というところにまた戻っていった方がいいのかなというふうに思います。

【山本調査会長】 どうぞ。

【岩崎委員】 1点確認したいのですが、資料1-1で4枚目のスライドの組織図検討体制について企画調査会がどのように位置づけられているのか教えてください。

【山本調査会長】 よろしく申し上げます。

【井上文部科学戦略官】 ここに書いてありますのは、各ワーキンググループとあとは著作権分科会でございます、国語分科会におきましてもそれぞれの日本語教育とか国語分野とか著作権分野について検討しておりますが、その検討していただいた中身については、この企画調査会もそうでございますが、最終的には10月13日に文化政策部会を開催いたしますので、そこで御報告を頂いて、それを全体を取りまとめて審議経過報告を作っ

ていきたいということでございます。最終的には文化政策部会の方で取りまとめて全体を作っていくということでございますので、きちっとここでなされた議論というのは計画の審議の中に反映されていくということでございます。

【山本調査会長】 企画調査会は文化財の保護・活用ということを中心のテーマにしておりますので、その視点からこの問題を見て意見をどんどん補強すればいいと、あるいは出していけばいいということですね。

【井上文部科学戦略官】 おっしゃるとおりでございます。正にこの全体について、先ほど湯浅委員からもございましたが、亀井委員からもございましたが、抜けがないというようなことございますとか、あとこの中に、この戦略を取りあえず前提にさせていただければ、どういう施策を盛り込んでいったらいいのか、そして進捗状況を5年間測るための指標というのがどういうものがよろしいのかどうかということについて、御意見を文化財分野について頂ければと思います。

【山本調査会長】 そういう意味で言うと、西村委員がおっしゃったように影が薄いんじゃないかという論点も十分あり得るので、それは是非いろいろ議論を個別にもしていただければいいんじゃないかと思います。

じゃあ、亀井委員。

【亀井委員】 ちょっと私気になるのは、こういうような幾つかの戦略を立てるのはいいんですけども、御存じのように日本は少子高齢化、それから極端な過疎化が進んでおりますね。特に伝統芸能なんていうのは農村地帯で発達したものですから、都市にはもちろんありますけれども、そういう担い手がどんどんいなくなる、そういう問題が非常に大きいんじゃないかと。舞台芸術でも、あるいはバレエでも音楽でも、そういう人間の数が減るということが非常に今後の文化振興を考える上では危機的な状況にすぐ陥ってしまう危険性があると思います。その辺の認識をいかに持ちながらこういう戦略を立てていくかということが大前提として必要なのではないかなという気がいたします。以上です。

【山本調査会長】 ほかに、少し個別的な論点も含めて、御意見どうでしょうか。

どうぞ、金野委員。

【金野委員】 そういう意味では、ここで言うことなのかと思いますが、これが戦略かと思えますね。これは要するに今から起きそうなことを体系化しただけであって、戦略というのは、その中のどこにフォーカスして具体的な政策や事業としてやるかということかと思えます。これはいわゆる行政計画的な作り方、PDCAが合わせやすいやり方であって、

本気に本当に国の文化芸術を振興する、発展させるということの戦略性に欠けていると思います。だから、そういう意味では西村先生がおっしゃったように、文化財の世界ではこういうことをやっていくよとか、こういう事業を展開するんだということがなければ戦略になり得ないですね。

【山本調査会長】 かなり基本的な点が。

【藤田委員】 何ていうか、社会的・経済的価値というのが表に立っているんですけども、文化財という面から見ると歴史的価値というのがないと、やっぱり前のめりになるような感じで、例えば保存と活用だとこれだと活用のところしか、ここでの議論からすると浮き上がってこないということもあって、社会的というのが歴史的価値も含んでいるかどうかは微妙ですけども、やっぱり歴史的価値についてもきちんと捉まえて、将来の戦略を練っていくことが必要なんじゃないかという考えを持ちました。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

それぞれ委員の個別的なところでもお気付きの点もあろうかと思えます。基本的な哲学とか戦略とかということでは、どうすればいいという話は出ていませんけれども、こういうことが必要ではないかということについては、幾つかもう出ておりますので、その点はまたいろいろところで議論していただければ有り難いと思えます。

【岩崎委員】 資料をざっとみた限りですが、文化財をどんなふうに保存して活用していくかという視点で見直したとき、美術館とか博物館の存在が非常に薄いんじゃないかというふうに感じました。

例えば10ページ・11ページのそれぞれの、例えば第1目標の(1)ですね。活力ある社会の1ポツです。「優れた文化芸術への投資から、さらに新たなコンテンツや作品が次々と生み出され、国内外に発信されている」。これは文化財に援用するとすれば、様々な資料を保存・修理をして、それでいろいろな人に見ていただくようなそういう環境を整えるというようなことで、もちろん建造物もありますけれども、博物館・美術館には美術工芸品があって、そういうものが拠点とか、そういう場として活用できるというような、生かしていけるというような、そういうことがあるんじゃないかなとか、あるいは(2)の、「日本が世界の文化芸術のハブとなり」云々という辺りなんかも、国によっては博物館自体が観光地になっていたりというようなこともありますので、国立の博物館に限らず様々な都道府県レベルでも頑張っているところなので、もう少し美術館・博物館というものを中に入れ込むような検討の余地があると思いました。

それから、この案を見て、教育に関わる部分が欠落しているというか、後景に引いている印象を持ちました。この目的の3のところには文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されるというようなことで、その教育面というのが結構重要視されていたりしますし、何となく今のたたき台案では、専門家を育成するというようなことが主だと思えるんですけども、やはり文化芸術を愛するような、あるいは文化財に対する知識、共感というか、そういうものが大事であるというようなことを醸成するには、やはり学校教育との連携で次世代を育てていくということは非常に重要だと思いますが、そういう教育の側面というのがたたき台案では余り強調されていないことが気になりました。

取りあえず、以上です。

【西村委員】 済みません、何度も。

柱として、もし提案するとすれば、ここに書いてあることは、どなたかもおっしゃいましたけれども、現在から未来についてはいろいろなことが書いてあるんだけど、やっぱり未来は過去から学んで未来があるので、過去からそういうものをきちんと力を得て、それを未来につなぐんだみたいな、そういうスタンスの部分が、それは我々としても共有できると思いますので、何かそういうところがもう少し書いてあると、我々の今ここで議論していることも柱になり得るかなと、そういう感じがしています。

【藤井委員】 きょうの資料の1-1の戦略1からずっと拝見していて、やっぱりちょっと違和感があるのは、今の先生方もおっしゃっていると思うんですけども、今まで実現してきたのは何が実現してきて、それに対して何が足りないから乗せていくんだというふうな、そういう感じがよく分からないんですよね、これね。だから、全部これ今回新しく提案するのかといたら、この中の何がしかをきちんと実現されているわけだし、そのどういうところが足りないからこういうふうにするんだという、何をどこを強調するのかというのがよく分からないんですよね、これ。結果的に出てくる話は、読んでみれば、例えば資料2を見ていると、それぞれよく書いてあるから別にそれはそれでやればいいですよなみたいな話になるんだけど、今までに実現されていたことに対する評価がほとんど分からないですよ。

【山本調査会長】 宿題はたくさんあった方がいいと思いますので。総ざらい出してもらわないと、今後の作業の欠落部分になりますので、事務局は大変かと思いますけれども、是非いろいろ各委員御専門の見地からよろしく願いいたします。

【藤井委員】 よろしいですか。

ちょっと前までに議論していた、例えば権限地方移譲とかそういう話がありましたよね。そういう話とこれは一体どういう関係があるんですか。関係はない？ 違うところのテーマの話だから連携しないってこと？

【菅野伝統文化課課長補佐】 済みません、極めて難しいといえますか。そもそもこの企画調査会で今御検討いただいていること自体が今後の文化財行政の在り方を検討いただいていますので、もし本来そういったものの形が既に見えているのであれば盛り込まれて当然のことなんだとは思いますが、現時点で年度末に策定をするときまでのこちらの検討状況にもよってどのようにこちらの議論に反映させていくかということ、少し並行してしまいますけれども、お互いに見合いながらということになるかと思えます。

まずは、ここでは今、企画調査会の、もともと中間まとめで検討していたものは引き続きこれからも検討を進めますので、その議論の中で検討いただければと思います。今回のこの議論では、もう少し、その制度改革という視野だけでなく、具体的な人材育成とか、具体的な事業とかそういったところも少し広く見て全体的な観点で意見を頂けると、それを反映させつつ企画調査会における議論も将来的にはどこかで反映していくといったことも可能になるのかなと思います。

【金野委員】 ということは、例えば歴史文化基本構想のことが書いてありますけれども、この調査会ではそれを計画に格上げをしてというような議論がなされていますよね。そういう方向性であれば、その部分もそういうふうに置き換わっていくという理解でいいんですよね。で、3月に向けて収束していくと、そういうことですね。だから、今取りあえずこう書いてあると。

【菅野伝統文化課課長補佐】 はい。

【金野委員】 分かりました。

もう一つだけ。人材育成のところの書きぶり、この資料2ですと6ページの辺りになると思うんですが、やはり文化芸術の担い手というものをある程度専門家に寄せて書いてあるんですね。多分法律の趣旨は、現代アートとかメディアアートも含めてすごくそれを国民に広くということは、相当底辺を広げていくような方向性の議論だと思うんです。文化財そのものの議論もそういうことですね。

だから、そうなってくると、例えば建造物の世界であれば町場の大工さんとか左官屋さんとかそういう職人さんの役割ってすごく大きいんですが、実際にはそういうものを扱える人が激減しているんですね。こういう論点は、建造物だけでなく、あらゆる分野

にあると思うんです。そういうことまで入れた人材の確保・育成という方向で書けばいいんじゃないかなと思います。

【岩崎委員】 私たちは中間とりまとめをまとめて11月の末に向けて全体をまとめると、そういう議論をしています。一方、先ほどのお話だと、10月13日までに、企画調査会の結論がでる前にこの指標イメージを提案することが想定されている。しかもこの資料2というのは第4次基本計画の27年度段階のものであって、中間とりまとめで議論されたことがここにはそのままには反映されていないということになると、何かどうなっていくのかなというのが正直分からないのですが。

【井上文部科学戦略官】 今、各分野別の分科会とかワーキンググループで集中的に御議論いただきまして、10月13日の時点における議論については頂くことにしておりますが、おっしゃるとおりその後におきましても様々新しい政策とかが出てくるかと思えます。また、現在文化庁でも概算要求をしております、それが具体的にどういう形になるかというのは12月の末にならないと分からないという状況もございますので、その時点でまた新しい施策が入りまして、各企画調査会でございますとか、あと事務方からもこれは基本計画の方に入れた方がいいと、ふさわしいというものがあれば、入れさせていただいて、文化政策部会又は必要に応じて文化審議会のそれぞれの分科会におきまして御審議いただければと思っております、まずはこの時点におきまして今までの施策等、また制度物について計画に入れるべきものについて御意見を賜ればと思っております。

【山本調査会長】 この基本計画も第1期ということで、まだどういう定型的なものになるかという形もまだそう輪郭もはっきりしない途上にあるんじゃないかなというか、これからいろいろな議論があつていろいろ修正修正を加えてということになるのかなと思いがちちょっと今いるんですけれども、その点では最終的には何か現実を大きく阻害するようなものは盛り込まない方がいいと思うし、本当に重要な点をしっかり盛り込んでいくというか、そういうようなところで強調すべきところがあつてもいいかなと聞いておりましたが。

矢ヶ崎さん、どうぞ。

【矢ヶ崎調査会長代理】 ありがとうございます。

資料2に関して、細かいことになりましたけれども、観光の観点からは、例えば1ページ目の一番下にユニークベニューという活用の現場の話を入れていただいたのは非常に良かったと思います。何度も美術館・博物館の入館者数という指標例が出てまいりますけれども、

これ総体の数も大事なんですけれども、国家ブランディングだとか海外にも日本の良さという観点から言うと、このうちの外国人の数も必要だと思います。また、5ページにおいて美術館・博物館の説明力の話が出ていますけれども、中間とりまとめの中では通訳案内士の役割を明記しましたので、ここにも言葉が入っているといいなという細かい感想を持っています。

それよりも大きなこととして、やはり資料の1-1について、戦略という言葉が使われておりますが、民間が普通に戦略って使っている言葉とちょっと違うという印象を持ちました。それから、文化芸術推進基本計画、これは先ほど来皆様方から御指摘がありますように、プロだけがやっていくものではなくて、国全体で国民も入った形で、みんなで総力戦でやっていくんだよと、もうそこまで来ているんだよというようなことなので、基本計画を作ることだと思っております。そうなりますと、国民の皆様方、国民と言っても全員が理解できるかどうかは、それはまた別の議論としても、なるべく多くの方々に理解していただかなければいけない、そういう分かりやすい内容であるということが非常に重要かと思えます。その分かりやすさというのは、言葉遣いや体系化で担保していくことは当然なんですけど、加えて、じゃあ私は何をやるんでしょうかというところがあると、自分事として考えやすいと思えます。例えば観光立国推進基本計画であれば、国の役割、自治体の役割、事業者の役割、そして地域の皆さんの役割が書いてあるんですね。そういうような記述の項目があると、その中に文化財の保護・活用について、地域がこういうところをしっかりとやっていかなきゃいけないよねという、誰が何をやるのかの記述が入ってくると、非常に分かりやすくなるとともに、この私たちの議論の中身も盛り込みやすくなるのかなというふうな気がいたしました。以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

どしどし発言いただきたいんですけども、きょう3団体もお招きしておりますので、2時10分か15分頃には次のに移行したいと思いますので、お気付きの点、あと10分ぐらいでどンドンおっしゃっていただいて、テーマにしていきたいと思えます。よろしく。

【原委員】 いいですか。済みません。私、ちょっと気になったことを一つだけ。この最初の資料2の四角の1の囲みなんですけれども、「文化芸術資源によるイノベーションを実現するため」というのの中に、この文化芸術資源が正に文化財が含まれていると考えてよろしいんですね。だとすると、やはり私も、皆さんお歴々の先生の前でお話するのはすごく口幅ったいような気がするんですが、やはり文化財とか文化というものを別のも

のと別のものを組み合わせたときに新しい正にイノベーションが起こるのかなと思っています。そうだとすると、博物館も含めて、ただ持っている文化財を見せればよいというものではなくて、国民がこれを見たいといったときに引き出せるように準備しておくなくちゃならないんですね。博物館はもちろん展示の人数なんかは当然のことながら評価されるんですけども、リファレンスというのをいっぱいやっていて、リファレンスがいつでもできるようにしておく、あるいはキーワード検索をしてあらゆるものがヒットするという細かな地道な博物館のキュレーションワークをしている人たちの仕事は非常にこれから先、正にこの新しい現実を生み出していくんだったら大切な基盤のような気がするんです。そのことが全然書かれていなくて、「文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ」と言われてしまうのは、ちょっとそこのところをもっとやはり文化財の保存と活用に向けた準備のための投資をきちっとやっていただく、効果的な投資をしていただくということをお願いしたいと思います。

そうじゃないと、2ページ目の2番目の「国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディング」の中の最初の丸ポチなんですけれども、2行目です。「我が国の高度な知識・技術・経験を活用した」って、今はひょっとして日本は高度な知識と技術と経験を持っているとは思いますが、じきにほかの国に追い抜かれます。これ、きちっとやっておかないと、文化の点で我が国が世界から立ち後れるというのはちょっと良くないかなというふうに思っています。もっと国際的にこういうふうに文化財を後に生かしていく、人々の生活に生かしていく、あるいは文化芸術を生み出していくということをリーダーシップを取れるぐらいに発言力を持つんだったらば、正に今私たちが持っている文化資源をきちっと保存して活用できる準備をする方にも力を入れるんだというのをどこかに書いておかないと、基盤としては、何ていうんでしょうか、車輪が回っていかないんじゃないかなという心配がありますので、是非その辺も御検討いただければと思います。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

半田委員。

【半田委員】 博物館の立場からちょっと気付いたところを述べさせていただきます。菅野さん、美術ワーキング、私座長じゃないんで、済みません。

【菅野伝統文化課課長補佐】 失礼しました。

【半田委員】 美術ワーキングの方でも発言させていただきたいと思っているんですけども、資料2のところも含めて評価すべき指標例の中に、美術館・博物館については入館

者数しか出てこないんですよね。これ、幾つか再掲されていますけれども、ただ、今お話にもありましたように、レファレンスであるとかマネジメントであるとか、総合的な定性部分も含めた評価がなされていかないと、全体のPDCAのサイクルとリンクが図れないのではないかと思っています。

その定性的な評価を押しなべて博物館全体に導入するというのはなかなか難しいことだと思いますけれども、日博協では、ホームページからも入っていただけるんですが、自己点検評価についてのガイドというのを載せていまして、8項目ぐらいのマネジメントから資料保存であるとか調査研究であるとか。その中にオーディエンスに対するサービスみたいなものがどう充実を図っていいのかという総合的な運営形態を評価していかないと、個別の博物館が全部入館者数等の定量化された部分だけで評価されるというのは非常にリスクがあると思います。

それはこれからの5年間掛けて標準的な評価のシステムを作っていくということを是非盛り込んでいただきたいということが一つと、中間まとめの中にセンター機能が出てきて、ニアイコールで文化財機構の充実というようなニュアンスで文化財について語られていますけれども、そのセンター機能と、やはり矢ヶ崎委員も御指摘されましたけれども、博物館の世界に置き換えてみると、じゃあ小さな市町村立の博物館は自分たちは何をすればいいんですかというところがどうも落ちてこないんですよね、これを読んでいても。なので、センター機能はどういう機能を果たして国立館はどういう役割を担い、都道府県立は行政区域の中でどういうコア的な役割を果たすべきなのか、それに対して市町村にはこういうことを期待します、また、私立はその中でどういうふうに関与に入っていけばいいのかというような、全体にリンクが掛かった一つの物言いか提言みたいなことがないとまずいと思います。国立美術館や国立博物館を整備していきましょう、片や必要な専門人員は確保・育成していきましょうと盛り込まれてはいるんですけれども、具体的にもうちょっと見える形になっていないと、市町村等の小規模館は置き去りにされている感が残ると思います。例えば文化財については保存・修復の専門家を少なくとも都道府県立にはきちっと配置していくとかいうような方向性というものが盛り込まれていく中で、評価指標の一つの中にきちっと人材が配置されたかどうかというところとリンクしていくといいんじゃないかなと思いました。

【山本調査会長】 じゃあ、湯浅さんで、一区切り裁断をお願いします。

【湯浅委員】 済みません。今のスケジュールの御説明で本当に短い期間である程度の

指標というか方向性を各分野でも提案をしながら全体をまとめていくんだと思うんですが、この後の進め方というか、この資料2を見て思うのが、この間の政策部会でも話が出ていましたが、各戦略1, 2, 3の四角で入ったところというのは、何となく大きく目指す方向なんです、ことここで文化財分野としてもこの六つの重点的な分野というか目指すところ、大枠がそこでいいということであれば、各それぞれにおいてどういう姿を5年後目指すのか、こと文化財ではということをもうちよつと明確な文章にするといいんじゃないかと思うんです。今この施策の例と書いてあるのは、やることなんです。でも、このやることを通して何をを目指すのかというのが、今ここがごっそり抜けているので、皆さんすごくアイデアがあってこんなことをやったらいいというのがいっぱい出てくるんですが、そのいろいろなことをやった結果、ここを目指すというものがないと指標が出せないんだと思うんです。今、やることしか書いていないので、ここにある指標はいわゆる評価で行くとアウトプット指標という入場者数、アウトカムの指標ではないんですね。恐らくここで今指標を立てなければいけないというのは、これからこの先の政策評価に結び付けてこうというのが大きな流れだと思うんですけれども、政策評価を文科省の中でもアウトカム指標を出していくというのが多分求められていて、今このままですとアウトプットしか測らないと一体どんな変化があったのか分からないのと、特に基本計画については5年間なので、5年間って短いんですよね。その5年のなかでどこまで目指すのかというのをある程度具体的にしないと戦略が出せないんだと思うので、やることではなく目指すことをもう少し幾つか重点的に絞った上で、それが達成された姿をどう測るのかという指標を作るというふうになっていかないかなと思います。

【山本調査会長】 ありがとうございました。

ちよつときょうは予習が足りないというか、我々の方も少し議論が体系的になりませんでしたけれども、今湯浅さんがおっしゃったみたいにやはりきょう一応頭に置いていただいて構造的な理解の上で、また議論する場があればと思います。

また、今の段階でお気付きの点がありましたら、メール等で事務局にお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次にきょうは3団体から、先日の中間まとめに関する現場の御意見を伺うということで時間を設定しておりますので、よろしくお願いいたします。

三つの団体を御紹介いたします。

太宰府市教育委員会文化財課長の城戸様でございます。よろしくお願いいたします。

【太宰府市・城戸課長】 よろしくお願いいいたします。

【山本調査会長】 それから、次に、山口県萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課長の大槻様でございます。よろしくお願いいいたします。

【萩市・大槻課長】 よろしくお願いいいたします。

【山本調査会長】 さらに、鳥取県元気づくり総本部長の小倉様、鳥取県教育委員会文化財課長の片山様でございます。

【鳥取県・小倉部長】 よろしくお願いいいたします。

【鳥取県・片山課長】 よろしくお願いいいたします。

【山本調査会長】 よろしくお願いいいたします。

それでは、自治体から御発表いただきますが、お一人15分、鳥取県の場合はお二人でするのでお二人で15分ということで申し訳ありませんが、よろしくお願いいいたします。

それでは城戸様、15分間のプレゼンよろしくお願いいいたします。

【太宰府市・城戸課長】 どうもこんにちは。福岡県太宰府市からやって来ました、私、城戸と申します。中間とりまとめについての話をということで、こんなところに呼んでいただいてどうもありがとうございます。資料なんですけれども、資料4になっておると思いますが、非常に簡単なやつになってしまいまして申し訳ございません。

まず、この1枚目ですが、この黒ポチで中間とりまとめを読ませていただいて、その一つづつを言っちゃうといつまでたっても終わらなそうなので、まとめてこのくらいのことで15分の間でと思っています。下に地図を載せておりますが、皆様御存じかとは思いますが、太宰府市というのは、これは福岡県の地図ですが、福岡市から大体十五、六キロ南東側にあるちっちゃな町というか市です。面積は29平方キロ余りと非常にちっちゃくて、そこに7万強の人口がおりまして、これはもともとの住んでいる人というよりも、高度成長のときにどうしても福岡都市圏が広がったときに移り住んだ人が非常に多いと。ですから、もともとは地場で生活していた人の中に福岡にお勤めになる人が非常に増えているということです。

一方、太宰府といえば私たちは史跡大宰府跡を推薦したいんですが、太宰府といえば太宰府天満宮という定番になっておりまして、観光においでになる方、これは非常にアバウトな数字ですが、平成28年の5月版によりますと900万人弱という非常に多い数になっております。それから、指定文化財の数なんですけれども、これは市の分まで含めて114件ございます。そのうち、太宰府の特徴としては、史跡が非常に多いということで、史跡の面積

が4.84平方キロありまして、市の面積から割りますと、大体市の16%が史跡になっておるという状況でございます。

そんな中で、私は平成元年から教育委員会の文化財課に奉職というか雇われまして、文化財にずっと携わっておったわけなんですね。どう言いますか、文化財を課題対応ばかりの文化財じゃなくてもうちちょっと文化財として攻めていくというか、きちんと考えてみたらどうだろうということで、文化財の保存活用計画というのを平成16年度に作りました。それが1枚開けていただきますと、太宰府市の文化財に対する考え方ということで、文化財——文化財といいますけれども、後でも述べますが場合によって使い方が違って、あるときは指定文化財であり、あるときは地域の文化財で、あるときは未指定の文化財であるとかいろいろな扱い方をされるんですけれども、もうそんなの面倒ですから、ひっくるめてこの中間まとめでは地域のお宝とかいうふうにも書いてありますが、そういうものを含めて全部、住んでいる方が気になるものというか、自分の生活している中でなくなると何か変だよねというやつも文化遺産と全部言おうという底辺を作りまして、これをみんなで見守っていけばいいんじゃないかと。そのうち、保護を必要とするものを、これはいわゆる指定文化財を中心とした仕組みとして保護をしていくという部分で一つと。これは文化財保護法に基づいてというところですね。

それから、もう一つ、育てようということで市民遺産というものを作ったわけです。これは簡単に言いますと物語とそれから物ですよ。それを示すものとか行事だとか。プラス、これを育成するというか育てる人を含めて、全部セットで市民遺産と考えましょうと。いって、平成22年に条例化をして制度運用を始めました。なかなか難しいこともありますけれども、太宰府は今のところこういう文化財、広い意味での文化財の仕分ということを考えておるわけです。

それで、下のポンチ絵がありますけれども、そのときに考えた絵としてはこういうのがありまして、いろいろな立場の人がいろいろな広がりでもって、この太宰府の伝えたいものというのをちゃんと関わっていくと。ですから、これこそ社会全体で文化財を伝えていこうというこういうイメージで説明を市民の方々にさせていただいております。

行政の中では、次めくっていただきますと、これも大きいんですけれども、この文化遺産が行政としてどう展開しているかという事例というか、今やっておることなんです。左下に歴史文化基本構想というものを、プラス日本遺産もあるんですが入っておりますが、これは何ていいますかね、町を作っていく根拠なんだと。先ほど西村先生のお話

もありましたけれども、やっぱり町というのは無から生まれるわけではなくて、過去があってそれから今から先を考えるということですから、町を作るための根拠として文化財を考えたいということです。それを歴史文化基本構想という形で利用をさせていただきました。

それに基づいて、これは景観の場合なんですけど、景観まちづくり計画をその町のやっていく景観部分の指針ということに位置付けて、それを実際に具体的事業をするということで、歴まち計画を使わせていただいていると。プラス日本遺産と。こういう仕組みで今太宰府は景観・歴史まちづくりということで動いています。

やっぱりここで私は重要なのは、文化財というのはやっぱり根拠なんだと。町を作っていく基なんだということを一先懸命言わにやいかんというふうに思っておるというか、太宰府の中で主張をしておるわけです。そのかいあったかどうか分かりませんが、4番の下図が事例ですが、実際の景観計画のこれは階層なんですね。その中にこれは1, 2, 3, 最初のところから入れると四つがあるんですが、景観計画ではまず最初に地域で何かやろうという人は、「太宰府の成り立ちと現況」、「文化遺産情報」を見てくださいと。この「文化遺産情報」が何かというと、ホームページで公開しておるんですが、歴史文化基本構想のときに調査をして拾い集めたやつをデータベース化して、これを公開しています。これを見なさいと。これに調和した計画を立ててくださいというのが一つ。

2階層目、三つ目、一番最後のところは、景観上必要な地区ごとの景観を設定して、これ今二つ設定しておるんですが、これを守ってくださいということでやっています。これの根拠としてやっておるのが、先ほど申しました市民遺産。これを根拠として、だからここはこういうところですよ。だから景観、何となくきれいということではなくて、ちゃんと履歴に基づいた、太宰府の歴史に基づいた景観を繋いでいこうということでやらせてもらっているというのが今の状態です。

もう5分くらい経ちましたけれども、そういう太宰府で私はやらせてもらっておるんですが、本題に行きますと、この中で基本計画——資料がもうなくて済みません。あ、じゃなくて、総合的展開をして位置付けを明確にするというのは非常に有り難いことで、構想から基本計画に変わって、明確というのは私はもうできたら法定計画みたいな形でいっていただくと有り難いと。非常に、何ていうんですか、地域というか市町村としては言いやすいというか、それなりの力を持つと考えます。

二つ目の点は、文化財の価値付けというのが出てくるんですけども、この中で文化財

の価値というのを文化財として多分法を基に考えるという価値だと思うんですね。それをきっちり考えるということはあるんですけども、地域から考えると実際に住んでいる人から考えると、それが学術的にどういう価値があるかということと、自分が毎日通っているところにある、何でもいいですけども、立ち止まってお辞儀をしていくようなもの、そういうものとの、これがお宝だと私は思うんですが、そういうものの区別はないんですね。文化財だからこうだ、お宝だからこうだというのは、地域にとっては全然区別はありません。むしろ、住んでいる人にとってはお宝の方が私は大事なんじゃないかと。これはやっぱりあると思います。文化財と今言っているのももともとのお宝だったんだと思うんですね。これが価値付けられてそうなったと。だから、価値付けられないものはお宝で置いておってもいいんですけども、価値がよく証明できないものもやっぱり大事だと私は言いたいということでございます。

そう考えると、ちょっともう一步踏み込みますと、価値付けがよく分からないというかできにくいお宝と、総合的に把握してやろうというところできっちりとした文化財というところとを一緒の袋に入れられるのだろうか。ひょっとすると、一緒に入れたら私は混乱するんじゃないかという気がしています。ですから、文化財は文化財としてきちんと今あるのを基にやっぱりきっちりあると。一方で、価値はよく分からないんだけど、これはやっぱり地域にとってはみんな大事にしていかにかんよねというのが、かぶってもいいんですけども、リンクするのがいいんですが、それをそれぞれやっぱり大事に分けて考えた方が何かすっきりするんじゃないかと。いわゆるお宝というのは、ふんわりとしたやつなんだと思うんですね。これを例えば文化財保護法の中に位置付けようとするときっちりしなきゃいけない、秩序の方に行かなきゃいかんと。そうすると、お宝のお宝らしさというか、お宝の本当のお宝というところの価値がなくなるんじゃないかと。だから、それはほんわりしたまま何とか別の方法でつかんでおくみたいなことはできないだろうかということをお私思いました。

そういう点からいうと、これも非常に、何というか言いにくいんですけども、これは新しい法律を作ったらどうかなという気がします。全部が全部文化財保護法一本やりということでもいいのかというのは、何というか、現場から見ていると思うところです。

それから、時間が余りなくなりますが、民間の推進主体というのについては、これはもっと大賛成で、どんどん皆さんが使うとかやると。もともとこの民間というのは変な言い方で、文化財もお宝も地域の人だとか民間の人がやっていたわけですから。こっちが

本当は主体と。我々、私たちはどちらかというのを応援する、手伝うというのが基本的立場であるというふうに思っています。太宰府は史跡が多いんですけども、史跡でそうすると困っちゃうのはどういうことかという、史跡の所有者というのはどうしても公有化が進みますので、民間ではなくて行政が所有者になってしまう。そうになると、非常に公有化するとき補助金を使ってやりますんで、自由に使いにくいと。私が太宰府でやりたいと思っておるのは、PPPとか史跡の整備を民間のアイデアと力でもってやって、そこで回っていく。これも一つの回し方ではないかと。そのためには、民間の方がそれで収益を上げにやいかんと。そうすると、今度は公有化したときに補助金がどうなんだとかいう話になって、非常にできにくいと。その活用という部分でちゃんと考えると、そういうことをできるようにやっぱりなっていきたいというか、なっていってほしいというふうに思っています。

それから、時間がなくなっちゃったんで、基本計画とここの保存活用計画の関係というのははしょります。

次の、地方公共団体の体制というところなんですけど、これはいろいろなことがあって私も20年文化財にいて都市計画にいきなり飛ばされて、そこに4年ほどいたんですけども、首長部局か教育委員会部局かという話ですが、私はどちらでもいいんだと思います。首長部局にいますと、選挙がありますから少なくとも4年で一区切りと。この間に成果を出していくと。教育委員会にいますと、もっと教育的部分があるんで、それから相手のことを考えるので、もうちょっと間延びしたようになるというふうなところもありますけれども、だからどっちでもいいんですけど、私は右向け右と言ったら右を皆向く、左向け左と言ったら左ということではなくて、どっちにいても太宰府なら太宰府のことで議論をした上で次のステップに行けるような場所を作れたらいいと思います。

それから、そうは言いながら、市長部局と言いますか首長部局に行くと、先ほどもちょっと出ていましたけれども、事業家になってしまうんじゃないかと。事業ばかりやっちゃうと。それはやっぱり文化財としては私はちょっと納得できずに、やっぱり教育という部分の範囲というのもとても大きいと思いますので、これをうまく合わせるような場所ができるといいんじゃないかと。ついではありませんが、この中で博物館等の機能の役割の強化だとか、センター的機能の整備ということも出てきて、人材育成ということも大きくあるんですけども、人材は育成されても、極端に言うと飯を食うところがないとやっていけないと思うんですよ。だから、人材育成も必要なだけども、そういう人た

ちがちゃんと職というか食べていけるというか、そういう場所が必要だと思います。そういうところまで何か届かんかなと。そんな中で、だから博物館等の場合、等というのはいろいろなのがあるんだと思うんですけども、地域の文化財だとか太宰府でいうと文化遺産みたいなどの相談だとかいろいろなことをできるような文化財センターみたいなやつを地域に置くと。で、そこには育成された人材の人たちがちゃんといてくださるというようなことをちょっと夢見たりしておるところでございます。

最後でございますが、この中間とりまとめで出てくる言葉なんですけれども、文化財という言葉が広く使われていて、文脈によってあるときは指定文化財、あるときはお宝に近いもの、これをやっぱり何かごっちゃに書いてあるという気がします。そこがこの今回の肝なのかもしれませんけれども、読む方からすると、これはどっちの方のことかなと一々考えなきゃいけないし、都合よく解釈されるということも、それが狙いかもしれないとも思いますが、そういうところもあるんじゃないかと。これは、あるんだったらもうきっぱり、文化財一本やりでいくと。全てを文化財というということになると、個別の計画もそれなら全ての文化財に一々立てるようにやっていくのかということ、そうではないんだと思うんですね。そこいらをもう少しクリアにするとか、保存と活用というのでも出てきますが、ずっと私は思うんですが、活用というのは何かなしに使うということではないんだと思っています。太宰府にとっては、さっきから言っていますが、住んでいる人は、これ太宰府から消えるとこれは太宰府じゃないよねというのでも活用。これがあるということも、私は活用であり、何か考える、瞑想するためにあるような文化財もあると思います。だから、非常に幅広い活用という中で、ここでいっている活用というのほどなんだというのは少し分かりにくいのではないかとことを思います。魅力という点についても、活用と近いんですが、きれいに理想化して美しく、ほら、きれいでしょう、魅力的でしょうという魅力ではなくて、もっと地味なというか、誰も分からんけれども実はこうだみたいなのも、これは文化財からのエゴかもしれませんが、あつてしかるべきではないかということをお私には考えていました。

長くなって済みません。最後に言いたいのは、地域と文化財の関係。もともと文化財というのは地域若しくは地域のコミュニティーが主体でやっていて支えていたものなわけですね。そこには地域のいろいろな思いが入っている。だからこそ価値がある。今、高齢化だとか地域コミュニティーが崩壊しつつあるということが言われることに関して、今こそこの地域コミュニティーのいろいろな思いが入っている文化財を使うことによって、地域

がもう一遍再生する，地域社会が再生すると，こういう活用もあるんじゃないかと私は思うという次第です。

済みません，勝手なことばかり。

【山本調査会長】 済みません，ありがとうございます。

じゃあ，萩市の大槻さん，よろしく願いいたします。

【萩市・大槻課長】 済みません，萩市の大槻と申します。本日はよろしく願いします。

私の方は，お手元の資料の5にちょっと真面目にぎっちり書き過ぎたので，15分という時間の中でございますので，その後ろにパワーポイント用のポンチ絵も含めて漫画を付けております。資料5のレジュメは4枚あるんですが，この内容についてその後についていますカラーのものを使って御説明します。内容は，要するにパワーポイントの方がレジュメでぎっちり書いてあるやつをまとめたものということでございます。

それでは，説明の前なんですけれども，私の職名が，萩市まちじゅう博物館推進部文化財保護課という，この聞き慣れない名前になっておりますが，これが市長部局の方でございます。それで，今回，市長部局の方の文化財保護課という立場で，今日少し言ってくれないかという話ということもございました。私自身のことを若干申し上げますと，今，課長とかいう偉そうな名前になっておりますが，もともとが建造物，特に伝建の方の専門職ということでつい最近まで来ておまして，割と現場の専門的なこと，それから地元のおじさん，おばさんらとごちゃごちゃやりながら十数年やってまいりまして，昨年から一応，課長ということで文化財全体を見ております。ですから，文化財全体についてというと，私もまだまだなんですが，伝建の方をやっていると，いろいろなことの文化財，都市計画，それから観光，産業振興，いろいろなことに巻き込まれていきますので，そういったことも含めて携わったという者の観点からお話をさせていただきます。ちなみに，あと「明治日本の産業革命遺産」ということで，萩市は，世界遺産もございまして，ちょっとスタッフが足りなくて，私自身も萩反射炉の方の実際の計画とか事業の担当もやっているということで現場も離れていませんので，一応現場感覚も失ってないかなという自負はございます。

今日なんです，私は非常に実務的なというか具体的な話でございます。タイトルは「地方自治体からみた文化財の保存と活用の実効性の担保と推進体制に求められるもの」としてしておりますが，要は，今進められています御検討が下りてきますと，我々地方自治体の方では，これを実際に運用していかなければいけないと。運用するに当たりまして，一担当

者の立場から申し上げますと、こういったところに配慮していただくと非常にやりやすいなとか、もっとうまく使っていけそうだよということで、そういうことを考えて作っております。

それでは、最初ですが、レジュメの1番、これは最初は萩市の部分のお話でございますが、カラーのページでいいますと1ページ目、これが萩市の三角州、大体旧城下町の上空からの写真です。萩市の文化財行政ということで2番でございますが、既に戦前の…来年は明治150年でございますが、それにむけた幕末維新の顕彰、そういったところから萩市の文化財はスタートしております。

下に3ページ目がございますが、戦前期には既に「萩史蹟産業大博覧會」というようなものも行いまして、史跡観光で萩は生き残っていこうというようなことが戦前期からございました。それから、戦前に既に松下村塾、吉田松陰幽囚の旧宅等の史跡指定など、当時の風潮に合ったものということもございますが、そういったものを萩の町でやっっていこうと。現在もそうですが、萩には大きな工場もなければ、新幹線の駅もなければ、高速道路も一本もございません。そういったところで、昔の先人の我々の先輩も、萩はこれで生き残っていこうということで始められたところがございます。

そして、戦後になります、4ページ目・5ページ目にございます。これはレジュメの方にも挙げさせてもらいますが、そういった史跡観光から戦後になりまして、高度経済成長期に新しい文化財ということで町並み保存ということが始まってまいりました。この町並み保存の発端は、萩で申し上げますと、決して学術的な調査から始まったものではなくて、当時国鉄のディスカバー・ジャパンというものがございまして、これで大々的なキャンペーンを張っていただきました。それと併せて、女性誌『an・an』、『non-no』、そういったものに萩・津和野ということで、これがおしゃれだということでございます。具体的には土塀と夏ミカンの風景ということで5ページ目に入れておりますが、こういった風景が非常に価値があるんじゃないか、おしゃれじゃないかということでスタートしております。決してこれが学術的に先に位置付けられたというよりは、そういった当時の皆さんの感覚が後押しして、それをじゃあ萩市は保存しようじゃないかという動きになります。

次の6ページ目・7ページ目です。土塀と夏ミカンということで、これは本当は詳しくお話ししてみたいところもあるんですけども、萩の場合、武家屋敷が幕末期には山口市の方に移転しまして、その後が武士が食べていくために畑をやった。砂地で育つ夏ミカンというものが、当時非常に関西で高く売れるということであったわけですが、そのときに役立

ったのがこの土塀でございます。土塀が風から守るための防風装置ということで非常に役立つということで、土塀だけは農夫のおじさんたちが保存しながら使ってきた。それが5ページ目の景観でございます。

こういった萩市の状況でございますが、7ページ目でございますが、当時、地方都市からこういった動きが各地で起こってまいりました。早いのは昭和42年の倉敷さんになりますが、金沢、高山、そういったところでそれぞれ町並み保存の条例ができてまいります。そういったものを束ねていただいて、文化財保護法の改正によって伝建地区ということでやっていたいております。

それで、次のページの二つのカラー写真。この辺りがその当時の町並み保存の条例、又は伝建地区によって守られてきた景観になります。

こういった時代を過ぎまして、10ページ目になりますが、萩の三角州に赤とか緑のちっちゃい粒々がいっぱい載っております。これは当時の九州芸工大西山研究室の調査によるものなんです、一つ一つが、先ほど太宰府の城戸さんからお宝ということでございましたが、文化財ということでは位置付けられていないけれども、歴史的に当時の指標としては50年以上残っていると思われるものを地図に落としてみたら三角州内にこんなにたくさんあるということでございました。このときに、萩は1本の通りだけじゃなくて町中が博物館のようだね、ということから始まりまして、萩まちじゅう博物館構想というのが始まりました。

その下に萩まちじゅう博物館構想、当時実際のハードの博物館の構想もございまして、それと併せてハード・ソフトの博物館構想ということでスタートしています。

そして、その後、次のページ、12ページ目になりますが、そういったまちじゅう博物館を具現化していくために、景観行政団体への移行、歴史風致維持向上計画の認定、それから新たな伝建地区、それからこれはちょっと全く別路線からのことでございますが、世界遺産ということで、萩が現在に至っておるということでございます。

レジュメの2番目に移りますが、萩市の文化財保護に係る体制ということで、きょうの本題の一つにもなろうかと思えます。次の14ページ目にざっくりとした今までの流れです。レジュメの方にはもう少し詳しく書いております。私が入庁しましたのが平成12年ということで、ちょうど私の歩みと合うのでこういう形で載せさせていただいていますが、文化財保護課は当時は教育委員会にございました。一方で、建設部というものがございまして、平成12年の建設部の都市計画の中に伝建だけはこの部門にあったということで、入庁当時

は私はこの都市計画の方に配属されておりました。そして、平成15年に文化財保護課が建設部に移るということで、当時は萩は文化財を建設していくのか、ということで大分やゆされましたが、そういう時代も経まして歴史まちづくり部、それからまちじゅう博物館推進部ということで現在に至っております。全般的には総務部の企画関係のものも取り込みまして、それが今のまちじゅう博物館推進課という形になって、世界遺産も今は文化財保護課の中に溶け込ませまして、こういった体制を取っております。

ここまで紆余曲折がありまして、それぞれメリット、デメリットが正直言いますといろいろとあることはあります。一つは、全体の流れとしては、総合的なまちづくりに文化財を位置付けていこうというのが大きな流れとして、ここまでやってきたということがございます。

3番については、簡単にいきたいと思います。そういった今までの流れの中で成果と課題ということ。一つ目、カラーの16枚目になりますが、史跡保存の事業と都市計画の施策を一体的にということ、文化庁さんの史跡の事業と国交省さんの歴みち事業、こういったものを——都市計画道路を造る事業ですが——これを一体的にやるというようなことが大分昔にございました。ちょうど今の歴史まちづくりにつながる一番の大本かと思えます。当時、アドバイザー会議というものが置かれまして、文化庁側、国交省側、それから市のスタッフが一緒になって一本の都市計画道路を史跡の保存と併せてやっていこうということがございます。また、萩に来られることがあれば、是非御案内したいと思えます。

次が、18ページ。唐突ですが、萩まちじゅう博物館のシステム。これも本当は話し出すと長いんですが、基本的には支えるシステムと展開するシステム。簡単に言うと、保存と活用というふうなんです。これが相互に関係していると。萩にとって、先ほど少し出しましたが、夏ミカンというのは非常に歴史とか産業に関係の深いものがございます。これを今もう一度見直そうじゃないか、もう一回それをみんなでどういうところに価値があったり歴史があるかを確認しよう、こういったのが文化遺産を支えるシステムということ。それを今度は実際にいろいろなまちづくりに活用していこう、それからもう一つはそれを使って新しい萩の文化を生み出していこう、というようなことが相互に起これば、自然とそれをまた守ろうという気持ちも出てくるんじゃないかなというようなことがあって、こういったことを萩まちじゅう博物館の一番の根幹としてやっています。

その具体的な事例としては、19ページ目に毎年5月に浜崎伝建地区でその名も「浜崎おたから博物館」ということで行っていますが、こういったまちぐるみのイベントがございま

す。

20ページ・21ページは、こういった文化財を使った観光とのコラボレーション事業があります。

それから、22ページ目ですが、これが現在も文化庁さんの文化遺産を使った地域活性化事業の方の補助を得てやっています各地域の文化遺産を発見するというので、もう既に20か所近くやっていますが、継続中でございます。こういったことで地域のいろいろな文化遺産を拾って、それは技術であったり、景観であったり、食べ物であったりいろいろなものがあるんですが、まずみんなで共有しようということを全地域でやっています。

それから、23ページ・24ページ・25ページが、こういった萩の取組を、是非海外でもやってみようということで、JICA（国際協力機構）の方で中東のヨルダン・ハシェミット王国の方で、これは既に昨年終わりましたが、萩のまちじゅう博物館をヨルダンで展開しようというような事業がございました。25ページ目の柱を見ていただくといいんですが、サルトという町でございますが、この町でそういったことをやっというということで、アラブ社会の中で全くいろいろなベースが違うんですが、進めた事業がございまして。その中で、萩市の方は町並み管理、それから文化資源管理というところで具体的なお手伝いということでやってまいりました。今までのJICAの事業というのが、大企業とか中央官庁とかの非常にハイテクな技術なんですけど、そうではなくて地方の実践のノウハウをこういったところでも取り上げていただけた。それからもう一つは、福祉とか土木とか何とかしてあげなきゃという非常に切迫したものじゃなくて、こういう長いスパンのものが国際協力の中で見ていただけた、その中に地方都市のノウハウが役立ったということで、大変に萩市としては喜んでおります。

次が、萩まちじゅう博物館の推進ということで書いてあります。レジュメの方にもございますが、レジュメの2ページ目になりますが、そうは言いながらも、萩市も平成17年に大きな合併をしました。人口の方は今5万を切るぐらいしかいない一方で、萩市の市域の面積は島根県の県境まで700平方キロメートルを超えるぐらいでございます。それから、その下に27・28と萩市の指定文化財等を書いてありますが、この数だけでも200を超える数がございます。一方で、職員数は合併時の1,038名から適正化計画によりまして856名、この中に消防、病院等も含んでおりますので、実業の行政職員というのはかなり減ってまいります。こういったいろいろな問題を抱えている中でどうやっていくかということがございます。

30ページ目にもございますが、これは前々回ぐらいの企画調査会で資料として文化庁さ

んの方で取り上げていただきましたが、こういったビジョンを掲げて、その赤字のところ
で今は新市長になりましたが、第2ステージのまちじゅう博物館として文化遺産を産業とか
地域活性化につなげていこうということです。

ちょっと時間の方がなくなってまいりましたが、4番目からがお示しいただきました中間
まとめについて、具体的なところを挙げさせていただいております。レジュメの方でもパ
ワーポイントの方でもございますが、具体的にかぎ括弧で書いているのが中間報告の具体
的な項目としてあります。例えば、「基本計画の定期的な評価・見直し」についてと書いて
あるのは、中間まとめの4ページ目の項目を指しておりますが、そういったところござい
ます。ざっと簡単に申しますと、1個目のところが基本計画と個別の保存活用計画等ですね、
この役割分担をはっきりさせてもらえれば助かるなというのがございます。基本計画とい
うのは、中間まとめの方で新たに策定していこうという文化庁様の方の計画になろうかと
思うんですが、これはマスタープランという意味合いがございまして、市の方ではたくさ
んの個別の文化財の計画を持っております。その個別の計画を束ねるときに、マスター
プラン的なこと、言葉でいうと簡単なんですが、この丸が重なっている辺りの部分にどん
なことが書き込まれるかで、地方自治体の方での運用のやり方が大きく変わってまいり
ます。この輪っかの重なっている部分にしっかりと法定事務なり協議会の役割なり、先ほ
ども出ましたが自治体の役割とかが位置付けられていると、我々の方もそれを使って基
本計画というものを具体的に動かしやすくなります。

下の方が、その具体的なものの中身でございまして、今度は個別計画の方になりますが、
33のところですが、個別計画において永続的に守るべき要素が強いものと、定期的に評価・
見直すべき性格が強い事項があるかと思っています。定期的に評価・見直すということが
中間まとめの中に書いてありますが、全てが毎回見直されるということになりますと、先
ほど4年おきということもございましたが、我々の方もなかなか大変な部分がございます
て、むしろ青で囲っている部分辺りというのは永続的に守るべき要素が強い、その代わりし
っかりときっちり定めなきゃいけないという部分があります。一方で、これは伝建の計画な
んですけれども、5番、6番の辺りは我々も定期的に見直すべきかなと思っていますが、正
直言うと、今のところそこまでなかなか強制されていませんので見直すことがない。そう
すると、この部分の新鮮さが失われて実効性が失われるなということを実感しています。

次の34ページ・35ページ、済みません、もうすぐ終わらなきゃいけないんですが、計画
の手續の中身でございまして。計画の質を担保する審議会、計画を推進する協議会というの

がございます。地方行政団体におきましても、大体は文化財審議会、萩市の場合は文化財保護審議会と伝建地区保存審議会がございますが、そういったものでやっていること、それが今ここに書いておりますが、文化財の指定・登録、現状変更の許可、これは全てではございませんが、それから計画の承認、そういったことです。こういったものをある程度長いスパンの中立性と継続性が要るんですが、一方、今この中間まとめの中に出てきます協議会の方に我々が求めるものとしましては、今先ほどの事業ですね、それから情報の共有、それから年次計画的なことと、そのチェックと報告ですね。こういうスピードと広がりが必要なのがあるかと思えます。具体的な現実の萩市の例は、そこに例として書いていますが、左側に条令設置による審議会がありますが、右側には委員会、協議会がございます。おとといも堀内・平安古の協議会をやってきたわけですが、こういったものはそれぞれの目的に応じて作って個別個別に対処している。こういったものがもう少し先ほどの基本計画の中の協議会として位置付けていただくということがあれば、我々としても有り難いかなというのがあります。

35ページ目が、「総合計画に把握された文化財の位置づけ」という項目についてでございますが、先ほど太宰府の城戸さんの方の話からお宝という話がありました。オレンジ色のところが大体法制度で位置付けられているような文化財があるんですが、先ほどもあったように、その周りにふわっとしたものがまだいっぱいあって、それは余り一緒くたにされると困るなという城戸さんのお話もありました。私の方は、一方でその白の部分ですが、この部分は法的には位置付けられていないんですが、大事だよということで、仮にこれが位置付けられてしまうと、行政としては、地方自治体としては何らかの手を打たなきゃいけないと。放置していると、それは要するに不作為だと言われるので、むしろ上げるか上げないか、どちらかしかないんじゃないかと思っています。もしこれを上げるという場合になった場合、同じような保存の措置ということを求められても、我々の方のスタッフの人数も非常に限られている中で、多分パンクして回らないかなと思っています。

その中でヒントになるのが、埋蔵文化財という制度でございますが、周知させるというようなことがございます。これ、レジユメの方にも挙げていますが、過去にも『季刊 まちづくり』の中で、先ほど出ました西山先生がその辺の提案を詳しく書いているのでまた御一読いただければと思うんですが、私もそういうところに共感する部分もございまして挙げておりますが、マップ化、リスト化までの周知はいいんですが、その後、保存しろ、現状変更、修理していけと言われるとなかなか難しい。それは周知した上で記録を取るな

り提案するなりということ、間接的な方策で保護の措置が取れないかということがあります。ただ、これは言っている一方で、これを本当にやるとなると大変だなと非常に思っています。

5番目が、地方自治体における活用の推進体制ということでございます。37ページに書いていますが、萩市の場合は首長部局、実際には補助執行、行政の中に規則を作りまして、規則に基づいて首長部局に我々がおりまして、教育委員会の事務を代わってやっているということです。これは選択制ということでありますが、基本的には我々もそれに賛同して、実際に運用している者としても、それで選択制にさせていただくということは非常に有り難いことかと思えます。ただ、そのときに、首長の選挙というものもあるということでございますが、どうやって継続性を担保するか、先ほど城戸さんが言われていたようなところを担保する方法として、文化財保護審議会を法定に位置付けるとか、又は作る基本計画の方を文化庁さん、又は県の方でグリップしていただいて、ぶれないようにする、そういった自分たちでやりながら自分たちの首を絞めるようなことを言っていますが、そういうことがございます。

それから、最後、もうこれで終わりですが、38ページ目です。職員の体制の方の話でございます。この辺もレジュメの方に書いていますが、現在我々の方、専門職員、私も元々は専門職員ということで位置付けられておりましたが、あとは事務系の職員がおります。ただ、事務系の職員の場合、横並びで数年おきに移動していきます。去年まで税務をやっておりましたという職員も入ってきたときに、いきなり文化財行政、これからの施策をどう引っ張っていくんだと言われてもなかなかできないというところがございます。そういった中で、事務系職員の方がその分いろいろな目でいろいろなところとのチャンネルを持っているんですが、そういった中で一人でも文化財主事という、これは仮の名前でございますが、社会教育主事というのがおられますが、そういったことで研修なりを受けたものを位置付けていただいて、我々も事務系の職員を文化庁に派遣させていただいてしっかり鍛えていただいて、その彼が今頑張って全体をグリップしておるわけですが——そういった形でいきなり文化財の事務を毎年毎年代わる事務系だけでやるというのは非常に大変なんです——その中庸なところでございますが、そういった主事みたいなことを位置付けていただくと助かります。

それからもう一つは、スタッフだけでももう回せないような状況が、現実にはたくさんございます。そういったときに、民間の方との調整、又は民間の方そのものになるのかもしれない

れないのですけれども、文化遺産マネージャーということで、今の文化財保護指導員という制度がございますが、そういったものが拡大されるか又は別枠になるのか分かりませんが、あればと思っております。

以上、ちょっと時間を超過しまして恐縮ですが、報告を終わらせていただきます。済みません、ありがとうございました。

【山本調査会長】 ありがとうございました。

それでは、鳥取県の方、お願いいたします。できるだけ質疑も若干取ればと思いますので、御協力よろしく申し上げます。

じゃあ、よろしくお願いいたします。

【鳥取県・片山課長】 では、鳥取県の教育委員会文化財課の片山と申します。本日はどうもありがとうございます。

まず、資料の6と書いてある縦長のペーパーで、中間まとめ全体に対します文化財部局としての意見を述べさせていただきます。

この基本的な考え方につきましては、非常にいいことが書いてあると思うわけであります。これにつきましては、先ほど来2市さんからもお話がありました、やはり地域の方々の理解が非常に大前提になるであろうと思います。この辺りを制度的にさせていただけると非常に有り難いところですが、やはり今後活用というものが前面に出てくる中で、やはり社会的とか経済的な価値に過度に捉われることなく歴史的な価値のあるものについて所有者・地域ひいては国全体で継承していく制度設計をお願いしたいということでございます。

その後、個別のことにつきまして何点か申し上げたいと思います。

まず、今回それぞれの市町村で基本計画を作ろうという方向で組み立ててあるところがありますが、非常に鳥取県の場合、まだ歴史文化基本構想に取り組んでいる市町村もゼロだという状況でございます。ここにも書いておりますが、やはり財政的、人的な制約が非常に大きいというところで、その辺りのバックアップが必要であろうと思われれます。それから、どうしてもできたところ、できないところという差が出てくると思います。そういった場合に余り補助金等の措置で差が付くようなことにならないようにしていただきたいということと、何といたっても報道等では権限移譲というような言葉がストレートに書かれてありましたけれども、そういったことも検討される場合に、市町村の体制でやっぱり不安を持っているところもございますので、その辺りは例えば県を活用していただくというような制度設計も検討いただけたらと思います。県でありますれば、ある程度の人材、そ

れから審議会の先生方も各分野豊富にそろえておりますので、ある程度そういった技術的な審査もできるかと考えております。

それから、法人等の認定ということがございましたが、なかなか小さな自治体になりますとそういった団体さえない。どうしても市町村がかんでやらなくちゃいけないというところが現実でございます。そういったところが多かろうと思っておりますので、そういったところも想定していただきたいと思っております。

全体的に、やはり一番肝心なのは市町村の体制整備でございます。そこに対する手当てが現時点では具体的に言及がないというところが幾つかの市町村の担当課長さんに聞いてみたところで不安に思っておられます。その辺りを今後具体的に御検討いただけたら有り難いと思っております。

次の行に、「市町村への支援等について、県も相当な覚悟が必要」と書かせていただきました。県の方でも市町村、実際担当者がゼロ名から1名といったところも多うございます。そういったところに県のスタッフがかなり入り込んでいって、相当な支援をしていこうと、人的な支援の体制について県の方でもかなり力を入れていかないといけないなというふう考えているところでございます。

それから、個々の保存・活用計画につきましても、基本計画とほぼ同様の心配がございますので、その辺りを配慮いただけたらと思っております。それから、済みません、資料には書いておりません。今回のお題に直接出てなかったのを書いておりませんが、中間まとめの一番最後に今後の検討項目ということがあります。その中で大規模災害時のレスキュー体制を全国的に検討という項目がございます。その中で大規模災害時のレスキュー体制を全国的に検討という項目がございます。昨年鳥取県中部地震という大きな災害がございました。その際、鳥取県の中部にあります倉吉市というところに伝建地区がございます。伝建地区の古い建物が特定物件だけでも200棟以上被災しました。その際、近県のヘリテージマネジャーさんが駆け付けてくださりまして、本当に土日のボランティア作業だったので延べ4日間、期間としては2週間掛かったんですけども、被災後1か月程度でその被災した200棟ぐらいの建物の被害状況の図面化までしていただきました。本当に助かりました。こういったことを、災害はどこで起こるか分かりません、広域的な応援体制を国の方で是非検討していただけますように、この民間のパワーもそういうふうに取り入れていければと思っております。よろしく願いいたします。

【鳥取県・小倉部長】 それでは、引き続きまして元気づくり総本部の小倉でございます。鳥取県、今月から蟹取県と改名しております。県名をいろいろ変えるのが鳥取県の

特徴でございますので、よろしくお願いいたします。

私の方からは、文化財行政の首長部局への移管ということで、選択的に実施できるようにしていただきたいということでもあります。本日知事部局、教育委員会二人がそろっていますのは仲のいいところを見せようかなということでもございまして、本当に日々会話しながら文化財行政を進めているのが実態であります。

具体的に、私の方では伝統文化の担い手であるとか、そういった工芸であるとか、そういった移住を担当しているのは私の部になるんですね。ですから、切っても切り離せないということで、今後知事部局で一元化できたたらより拡大した取組ができるのかなということで、今回御説明をさせていただきたいと思います。

1ページにつきましては、鳥取県では特徴的な文化財がどこにどういうふうにあるのかということ、また現在の状況が、それが点的発信で終わっているということでもあります。

めくっていただきまして3ページでございますが、現在我々が考えておりますのは、東の大きな財産であります青谷上寺地遺跡、西の妻木晩田遺跡、これらをストーリー性を持って発信していきたい、活用・保全を図っていききたい、更なる、例えばポテンシャルの拡大も図っていききたいと思っています。

例えば、青谷上寺地遺跡であれば、弥生時代の人間の脳であるとか骨であるとか大量に出土しております。現在はそれらは保存されている、時たまレプリカが展示されるような程度でございますけれども、またその横にある青谷横木遺跡につきましても、これも弥生時代でございますが、昨年女子群という板絵が見つかっております。要するに、この青谷上寺地遺跡なり妻木晩田なり、この弥生の王国がここにあったんじゃないかということで、日本地図を書いておりますけれども、弥生時代の交流のクロスロードというような、古代日本の玄関口というような切り口で何とか文化財というものをクローズアップさせていきたい、そんなふうにも思っているところであります。それには、県の中で終われないんですね。どうしても隣県の島根であるとか但馬であるとかそういったところとのスクラムというのは欠かせないだろう。その能力を発揮できるのが知事部局であろうと思っているところであります。

妻木晩田については、これは年代ごとにいろいろな遺跡・遺産があります。時空を超えた遺跡巡りというようなストーリー性を持たせた発信も可能かなということで、現在案を練っているところであります。

次のページに現行の制度の限界ということで書いておりますけれども、やはり先ほどから出ております事務委任とか補助執行につきましては、やっぱり責任の所在が明らかにならないという大きなネックはあります。また、意思決定の調整に時間を有する、これも事実であるところでありまして、機動性に欠けるようなところの面を何とかクリアできないだろうか。そんな悩みを持っているところでもあります。

そんな点で、現在文化財保護行政上の四つの要請というのが前面に押し出されておりますけれども、それに対してどうなのかというコメントを次のページから書いております。一つは、専門的・技術的判断の確保ができるのかどうか。これは、当たり前の話でありまして、これが前提となるものだというふうに思っています。保全なくして活用ありませんので、そういった面で文化財というものに観光政策と地域振興とを一体的にかみ合わせることによって、より保存の担い手を確保できるというような大きなメリットも生まれてくるんだらうと思っています。

下の方に移管後というふうに書いておりますけれども、現在私ども鳥取県の方では、鳥取県文化財保護審議会というものを設置しておりますけれども、こういった性格を持つものの、文化財の保護等に関する審議会というような名称になるものもあるかとは思いますが、そういった専門機関の設置、これは不可欠なんだらうと思っています。また、文化財主事であるとか、学芸員であるとか、それは知事部局にしっかりと配置していく。それは当たり前の話だというふうにも思っているところでもあります。

二つ目の要請でありますけれども、政治的中立性の確保、継続性、安定性の確保でございますけれども、これもどこの、特定の一部についてはよく分かりませんが、政治家って中立だと思っんですね。文化財保護審議会に諮った上で判断され、予算の構成、提案権は知事部局にあるということでもあります。これは事実としてあります。ただ、忘れてならないのは、その先に議会があるということです。ですから、知事部局・議会両輪、また教育委員会も一緒なんですけれども、その辺の中立性というのは今でも保たれているということでもあります。また、継続性・安定性でございますけれども、首長が代わればまた方針が変わるんじゃないのというような御意見もございましたが、逆だと思っんですね。今10年、20年、30年を見越した計画を立てた上で、それを前提とした予算執行なり整備なり、ソフトの環境づくりなり。それがまず第一に来るべきなんだらうと思っっていて、首長が変わったからどうのというのは、議会が売るといこともございますけれども、それは違っんだらうと思っっています。具体的に、我々のところでも青谷上寺地遺跡、これから10年掛

て整備しよう、私はもっと短期で整備したいなと思っているんですけども、その公園の整備だけじゃなくて、その周辺整備を合わせて、例えば案内であるとか多言語化、それとサテライト拠点というののもあってもいいのかも分かりません。そんなものを一体的な整備を図っていくことにしているところでもあります。

次に、3点目の要請として開発行為との均衡がございます。よく言われるのが、知事部局に行くのと乱されるんじゃないのとお思いの方が多いいと思いますけれども、そうじゃないんですね。知事部局においても文化財というのは非常に重きを置いておまして、例えば今の時代でいけば文化財というのは誘客を図れる大きな資産になっています。そんなことから今現行では鳥取県の文化財保護条例を制定しておりますし、開発行為については開発事業に伴う埋蔵文化財取扱い基準というものをしっかりと定めておまして、これによりの確に運用していること、また、開発行為が出た段階で文化財部局への事前協議も義務付けているというのが現状であります。知事部局に移ったからといって、その判断がゆがめられるものではない。文化財保護審議会等の設置が片やあり、その中には埋蔵文化財部会が設置され、専門的な判断がされるということが大前提になるものであります。

実際の話、開発行為の取扱いが教育委員会にあることによって、どんな事象が起きているかという、例えば道路を造りますと。山を削ります、その上に古墳が発見されました。じゃあどうしましょうかというすったもんだのやりとりで時間を要してしまうんですね。そこに予算を持っている、また情報とか地域振興の分野を持っている知事部局であれば、タイムリーに工法、ルートを変更するであるとか、開削からトンネルに変更するであるとか、そんな判断がすぐできるということ。そこは大きなメリットとして出るのかなというのが1点。

また、一つは、史跡公園の中に道路が付いていますと。道路は全部高架橋ですと。要は、史跡公園としての価値を展開させようということですね。道路は邪魔なんですね。フェンスが全部仕切っているわけです。ですから、右と左に分断されている状況で、せっかく高架なんだから中使えばいいじゃない。そういったことが知事部局であれば可能になるのかなというふうに思っているところでもあります。

また、最後4点目ですけども、学校教育や社会教育との連携ということで、平成20年の地教行法の改正によりまして、スポーツ・文化については知事部局の方に移管されることに――選択制ですけども実施可能になったところがございます、本県でも文化については平成20年、スポーツについては平成26年に知事部局に専門の部署を設けております。

当然、専門性を持った職員も配置しております。文化については、知事部局になってからは、先ほどの担い手の話もそうですし、伝統文化を引き継ぐような高校生も増えてきている。伝統祭りをすれば3倍増になるというような右肩上がりの効果が出てきているところでもありますし、スポーツについても、小中学生を対象とした「チーム鳥取！」というようなものも設けて、今スポーツ振興に取り組んでいるところでございます。当然障害者も含めての話ですけれどもね。そういった多岐にわたる展開というのができる。

知事部局の大きなメリットといいますと、オール県で取り組めるということがあります。例えば、命題ができればどこかの部署から人を集めてくる。専門的な人も集めてきやすいという大きなメリットがあるので、そのメリットを最大限に発揮しているのが、今スポーツ・文化の分野であるということ。これが文化財であっても同じであるというふうに私は思っております。

最後に、知事部局と教育委員会の連携ということでペーパーを付けております。26年の地教行法の改正で総合教育会議というものが設置された以降も整備・策定したところでもありますけれども、それ以前から鳥取県教育委員会と24年から教育振興協約というものを結んで、双方が同じ土俵に立ってベクトルを定めているという状況にあります。

じゃあ、それがあるからいいんじゃないかというふうに思われがちですけれども、ここでは飽くまで道しるべをきちっと見定めましょうということでありまして、具体的な方策になると温度差が出てくるというのはやはり否めないところでもあります。ただ、こういう場を通じて、より一体的な効果・効率的な取組を展開していける、そんなふうにも思っているところです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。会長はおられませんけれども。

【矢ヶ崎調査会長代理】 ありがとうございます。

太宰府から城戸様、それから萩市から大槻様、鳥取県からただいまの小倉様、片山様、大変ありがとうございました。

それでは、あと15分も時間がちょっとないんですけれども、これからただいまの御発表に関して意見交換ということにさせていただきたいと思います。御質問や御意見のある方、どなたからでも結構ですので、御発言お願いしたいと思います。

どうぞ。

【亀井委員】 発表いただいた方、本当にどうも貴重な体験に基づいた中間報告の様々

な問題点につきまして、御指摘いただきありがとうございました。

3者とも共通しているのは、文化財行政を教育委員会でやるのか、知事部局でやるのか、あるいは市長部局でやるのかという問いに対して、現状を踏まえた上での発言があったと思います。太宰府さんの場合にはどちらでもいいけれども、やっぱり学校教育との関連でいったらば教育委員会にあった方がスムーズにいくのではないかと。それから、萩市さんの場合には、町並み保存を通じていろいろと地元と接する中で、やっぱり萩はミカン……いわゆる文化財を売りに出して全面的なまちづくりをしていこうという観点で持っていくと、市長部局と一体となった方がいいということで、早々と建設部局で取り組むようになり今まちじゅう博物館ということでまちづくりを行っていること。鳥取県さんの場合には、まだ過渡的な段階で、ただ、現状で見ると幾つか問題点があるんで、知事部局でもしやるとすれば、一体的にスピード感を持って全県挙げてできるというメリットがあるのではないかと話でありました。

一つ質問なんですけれども、地方教育行政に関する法律がありますよね。そこでは文化それからスポーツに関しては確かに知事部局に移管していますけれども、文化財に関して、あるいはスポーツで学校教育に深い関わりを持つ教育部分については除くとなっておりますね。その辺について、現実的にもし移管するといったらどのような対応を考えておられるか。若干触れておられますけれども、それについてお聞きしたいと思います。

【矢ヶ崎調査会長代理】 各市それぞれのお話ですか。

【亀井委員】 いや、県の方に……。

【鳥取県・小倉部長】 私でよろしいですか。

【亀井委員】 ええ。結構です。

【鳥取県・小倉部長】 はい、鳥取県から。

質問ありがとうございます。スポーツ・文化については文化財を除くということで知事部局でも選択できるようになっております。今回お願いしているのは文化財についても知事部局で選択的实施できるようにということでもあります。教育に関しては、それは先行分野ですので、そこはしっかりと教育委員会をお願いしたい。ただ、教育に関しても、先ほど一番最後のペーパーに付けていましたけれども、総合教育会議の場において、例えばじめであるとか、職員の多忙感であるとかそういったこともこの場でしっかりと議論しています。それが知事部局が編成することになる予算に反映されているということですので、教育について全く教育委員会に任せているということではなくて、二人三脚で行っている

と。ただ、個別具体になるとやっぱりセパレートですけれどもね、そういうことです。

【亀井委員】 ありがとうございます。

一番心配するのは、何年か前の企画調査会でも教育委員会の在り様についていろいろ議論されました。教育長を誰が決めるのかとかですね。そのときに、やっぱり文化財というのは政治的なものから独立した公平性・中立性、それから連続性、様々な観点が必要であって、したがってそれは第三者のところできちり守っていった方がいいだろうということが言われておりました。その点が一番心配になるんですが、きょうの説明ですと鳥取県さんの場合にはそういうことはないよということだと思えるんですけども、これ、日本全体で考えてみた場合、かなり行政的にしっかりした自治体、それから市民の力、県民の力がしっかりした部分があればそれは担保できると思います。議会もそうですね。ところが、そうでないところも結構あるように私は伺っておるんですが、首長の声一つで遺跡が壊されたりあるいは保存をないがしろにされたりということがあると思います。したがって、公平性・中立性・継続性、それから価値の担保ですね。それを普遍的にやっていくためには、もうちょっと何かが必要じゃないかなという気がするんですけども、その辺いかがでしょうか。

【鳥取県・小倉部長】 いいですか。

【矢ヶ崎調査会長代理】 はい、どうぞ。

【鳥取県・小倉部長】 そのためにも、審議会等の役割というのが大きいかなと思うんですね。独断専行にならないように専門的な見地からのこの提言であるとか、それはもう尊重すべきことでありますし、一つの市町の範囲で終わる話にならないと思うので、その辺はしっかりと。先ほど言いました県の関与の仕方というものもあるかと思えますし、そこはいろいろな考え方はあるのかなとは思っています。

【亀井委員】 私ばかりで申し訳ないんですけども、隣におられる文化財課。正直ベースでちょっとお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

【鳥取県・片山課長】 特に埋蔵文化財の関係はもう県にいろいろな事務が任されて相当長い期間がたっております。したがって、我々スタッフとしてもかなりのノウハウを積んできておりますし、もちろん審議会でも専門の先生をそろえておるところでございます。

それからもう一つ、今地方なんか特に住民が近いということもございますが、やはり情報公開とコンプライアンス、これができないようなところはないわけでございますが、そ

ういった観点から言いましても、もう少し地方を信用していただいても大丈夫かなと思っております。

【亀井委員】 済みません、決して信用していないわけではなくてですね。過去において幾つか保存されなかった例があったということでございます。済みません。

【矢ヶ崎調査会長代理】 ありがとうございます。

ほかの方。

はい、どうぞ。原委員。

【原委員】 県から見た市の様子、市から見た県の役割ってどういうふうにお考えですか。それぞれのお立場で教えていただければと。

【鳥取県・小倉部長】 県から見た市町の状況ですけれども、温度差があるのは確かです。県と同じレベルで取り組んでいただけたところ、それは文化財が光っています。そうじゃないところというのは、保存だけです。それははっきり言えると思います。そこに光を当てたいというのは我々としては思っているところです。ですから、それは市の仕事、それは町の仕事ではないと思うんですね。要は、住民を巻き込んだガバナンスをこれからどう展開していくか。正に地方分権だと思うんですね。その先導役は、一応県にあるとも思っているんで、それは汗をかいて県の方がやっていくということだと思っています。

【萩市・大槻課長】 今度、市から見た県ということで。特にあれなんですけれども、我々の方は基礎自治体ということで、常に地元の皆さんと接してやるということで言うと、今日はこういう場ですが、日頃は非常にどっちかといったら短期的な視野、それからどうしても自分の市の方をベースに考えます。やっぱりそうしたときに、先ほどもございましたが、隣の、うちでも島根県の近く、それから長門、山口、防府、いろいろなところがございます。そういったところで広域連携でいろいろな日本遺産も含めて考える中で、なかなかやっぱり自分の市の立場を超えて考えたり、それから手をつなぐときの仲介というか、そういったことをやるということが市ではできません。そういったところの、やっぱり周りを手をつなぐこと、それから当然国と手をつなぐところ、そういったところをやっていただくというのは県でしかできない仕事かと思っていますので、よろしくお願いします。

【太宰府市・城戸課長】 太宰府なんです。今のお話で思い出すと、平成12年頃に地方分権の1発目が始まったときに、福岡県は——福岡県、仲はいいんですよ。県と太宰府市の文化財というのは一緒に一生懸命いろいろなことをやる仲だからこそそうなんです、県は何と言ったかという、地域の文化財は地域でやってくださいということを言い出し

ました。これまでは、太宰府というのは県が非常に強く関与していたのを、お金がないというのもあってころっと変わっちゃったんですね。そのとき怒りました。もう何てこと言うんだとって怒りましたけれども、改めてよく考えると、さっきから申しますように、当たり前のことなんですよね。その文化財を伝えてきた人は県でも、まして市でもないですよ。その人なわけですから、その人たちをどう大事にしていくかというのは、やっぱりじゃあ地域が頑張りますということになって、仲良くやっていますけれども、いやいや、もう太宰府の文化財は太宰府が一番頑張るという関係でやっています。

【原委員】 ありがとうございます。

【矢ヶ崎調査会長代理】 よろしいですか。

ほかに、委員の方々、いかがでしょうか。

【岩崎委員】 今回の中間とりまとめで、都道府県の役割というかが余り書いていなくて市町村だけ。それで国もどういう役割を果たすのかということが十分書き込めてないということなんですけれども、その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

【鳥取県・小倉部長】 今、鳥取県の考え方というのは、県、市町、これをボーダレスにしようという考え方を持っています。この分野は県、この分野は市町というのではなくて、相互補完していけば、早く物もタイムリーにできるし、ですがそれには住民も入っていかなきゃいけない話なんですけれども。具体的に今、私のところは分権も持っている中で分権の中でも議論しているんですけども、県・市町の枠を外して、何ていいますかね、境目のない行政が展開できないかというのを今模索しているところです。そんな中で、この文化財についても、例えばきちっと分けなきゃいけない分野はあると思うんですけども、頼らざるところは県が例えば支援してサポートしていくであるとか、逆に市町の方からは県の方にサポートしてもらおうとか、そういったやり方というのは今後考えていきたいなというふうには、基本的な考え方としては持っています。

【萩市・大槻課長】 じゃあ済みません、1点だけ。

これ、基本計画というのがもし各市町村で取りまとめられていくと、それを国の方に提出していく中で、やはりそのもう一つ上の段階としては県の方で基本計画を取りまとめる、国交省であったら、例えば県の基本計画があって、その基本計画の中に更に市町のって、そういうふうにするのがいいのかどうかは別ですけども、何らかの形で県の方で市町の取りまとめということをやっていたらいい。

具体的な話でいうと、山口県は今年度からヘリテージマネジャー、全国47都道府県の中

でも最下位の最下位、今からスタートというぐらいなんですけれども、こういったものは県単位で動いている。こういったものが、萩市の建築士だけであつたら非常に小さな自治体なので、数が少な過ぎてそういった活動ができません。そういったものはやっぱり県全体で取り組んでいただくという話になると、これはやっぱり県のところにそういうところを、要するに今市町村は一つ一つじゃあ十分な職人であるとか行政の職員もスタッフもいないところは取りまとめて全体で面倒見てあげようじゃないかというようなところがあると、我々は助かるなと思います。

【太宰府市・城戸課長】 この取りまとめを見せていただくと引き続き検討が必要であるというのがたくさん書いてありますんで、ここで続きが私はあるんだというふうに思っておりました。それはもう是非御議論を重ねていただきたいと思うところです。

私としては、都道府県の役割としては、大槻さんが言われたようなところがもちろん数のパイの大ききみたいなどころがありますんで、あると思いますし、それからどこにいてもいろいろな部局と一緒にやることが多いんですが、県の文化財の担当のところは、例えば住宅のところとかほかのところとやりとりをしながら市町村と一緒にやるみたいな働きを県の文化財がやっていただけると有り難いと思います。これはどうしたって県の文化財って文化財の方ばかり向いていますから、ほかのところを拾ってきて、じゃあ市町村とこうしましょうみたいな話になかなかかなりにくいということがあるということでございます。ちょっと分かりにくかったかな。

【矢ヶ崎調査会長代理】 はい、どうぞ。

【金野委員】 ありがとうございます。

やっぱり現場は先鋭的、先に進んでいるなど、ここでの議論よりも前にそれぞれ進んでいるんじゃないかというふうに思いました。

質問じゃないんです。太宰府さんが、例えばもうPPPでやるんだということをおっしゃいました。萩市さんが組織も作って総合的な文化まちづくりを提供してやるんだということをおっしゃったり、鳥取県さんも同じようなことをおっしゃいましたし、例えば人材面というと、県に人材を置いて歴史文化構想を推進するというようなことがあっていいんじゃないかというようなことも言われました。これが戦略ですよ。実現するためにそれをやってみようと、戦略としてやるのが戦略であって、話が戻っちゃうんですけれども、前半で議論した基本的な方向性はこれでいいと思います。方向性はいいけれども、それを実現される戦略は今みたいな話だと思うんですね。それを立てて現実にやっていく。じゃあ、

それぞれの県に歴文構想の人材を配置する。それは官の人材でもいいし民の人材でもいいですよね。そういうことをじゃあパイロット的に五つの都道府県、10個の都道府県でやってみよう。こういうのが戦略だと思うので、そういう議論が今後できたらなというふうに思いました。

【矢ヶ崎調査会長代理】 はい、ありがとうございました。

ほかにも御質問されたい方がいらっしゃると思いますが、大変残念なんですけれども時間が超過してしまいましたので、この辺で締めたいと思います。

私自身は鳥取県さんがおっしゃった、地震の後に広域で民間の方々がわあっと集まってやってくださったと、こういうことがもっともっと世の中に知らしめられて、ノウハウとしても残っていくような非常にすばらしいなど、こういうものもカバーしていけるような議論であったらいいかななんていうふうにも思いました。

では、本日の議論はここまでにしたいと思います。最後に、次回の予定について、事務局からの御連絡をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 次回につきましてですが、9月21日木曜日、10時から12時30分まで。場所は本日の隣の部屋になります、この建物の3階の1特別会議室で開催する予定でございます。詳細につきましては追ってメールで御連絡をさせていただきます。

【矢ヶ崎調査会長代理】 ありがとうございました。

では、皆様、お忙しいと存じますが、次回以降もどうぞよろしくお願いいたします。

では、本日はこれにて、第8回の企画調査会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —